

第三十八回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第二十三号

(三三三)

昭和三十六年四月四日(火曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 坂田 英二君

理事 秋山 利恭君 理事 大野 市郎君

理事 小山 長規君 理事 山口長治郎君

理事 石田 有全君 理事 角屋堅次郎君

理事 中澤 茂一君 理事 芳賀 貢君

安倍賢太郎君 飯塚 定輔君

龜岡 高夫君 川村善八郎君

小枝 一雄君 田邊 國男君

寺島隆太郎君 内藤 隆君

中山 榮一君 福永 一臣君

本名 武君 松浦 東介君

森田重次郎君 八木 徹雄君

有馬 輝武君 片島 浩君

川俣 清音君 北山 愛郎君

東海林 稔君 橋崎弥之助君

西村 関一君 山田 長司君

湯山 勇君 玉置 一徳君

出席國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

出席政府委員

林野庁長官 山崎 齊君

委員外の出席者

大蔵事務官 宮崎 仁君

(主計官)

農林技官 植杉 哲夫君

(林野庁業務部長)

自治事務官 岸 昌君

(行政局行政課長)

参考人 石坂 弘君

(森林開発公団理事長)

専門員 岩隈 博君

四月四日

委員金子岩三君、網島正興君、足鹿

覺君及び川俣清音君辞任につき、そ

の補欠として川村善八郎君、龜岡高

夫君、有馬輝武君及び西村関一君が

議長の名で委員に選任された。

同日

委員龜岡高夫君、川村善八郎君及び

有馬輝武君辞任につき、その補欠と

して網島正興君、金子岩三君及び足

鹿覺君が議長の名で委員に選任さ

れた。

四月四日

理事中澤茂一君同日理事辞任につ

き、その補欠として石田有全君が理

事に当選した。

四月三日

肥料取締法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七一号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任の件

参考人出頭要求に関する件

森林開発公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四五号)

公有林野等官行造林法を廃止する法

律案(内閣提出第四六号)

○坂田委員長 これより会議を開きま

す。

参考人出頭要求に関する件について

お諮りいたします。

ただいま当委員会において審査中の

森林開発公団法の一部を改正する法律

案及び公有林野等官行造林法を廃止す

る法律案について、参考人の出頭を求

め、その意見を聴取いたしたいと思ひ

ますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さ

ように決定いたしました。

なお、参考人の人選及び出頭の日時

等については委員長に御一任願いたい

と存じます。

○坂田委員長 内閣提出、森林開発公

団法の一部を改正する法律案及び公有

林野等官行造林法を廃止する法律案を

一括議題として質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 ただいま審議の組上に

上っております公有林野等官行造林法

を廃止する法律案並びに森林開発公団

法の一部を改正する法律案の二法案を

中心に、今後の林業諸問題を含めて

総括的にお尋ねをいたしたいと思ひま

す。

御承知の通り、一昨年から農林漁業

基本問題調査会が設置をされまして、

農林関係、林業関係、漁業関係、それ

ぞれについて問題点を提起し、また、

これらの審議を通じて、農林関係、林

業関係、漁業関係ともすでに答申がな

されておることは御承知の通りであり

ますが、特に、両案に關係のある林業

の基本問題と基本対策という答申の内

容については、御承知の通り、今後の

林業政策全般の問題について、従来の

林業政策の経過を検討し、それぞれ生

産政策の部面においてもあるいは構造

政策の部面においても新しい方向を打

ち出しておるわけでありまして、こうい

う林業の基本問題と基本対策という答

申の中身というものと、今回提出され

ております公有林野等官行造林法を廃

止する法律案あるいは森林開発公団法

の一部を改正する法律案とは無關係で

はないわけでありまして、これはやは

り答申と結びついてこういふ考え方が

出てきたと思つております。

そこで、まず長官にお伺いしたいわ

けであります、林業の基本問題と基

本対策という中で、今後の基本問題と

対策の方向づけなり、あるいは生産政

策の部面なり、構造政策の部面なり

で、従来の林業政策のどういふ点に問

題があり、どういふ点を是正し、そう

して今後どういふ方向に持っていくこ

うという基本的な考え方に立っておられ

るのであるか、これらの問題について

まずお伺いしたいと思ひます。

○山崎政府委員 基本問題調査会にお

きまして林業の部門の御答申をいただ

いておりますのであります。御存じの通り、

その主要な点は、第一点が生産政策

でありますし、第二点は構造政策とい

うふうに相なっておりますのであります。

生産政策につきましては、造林ある

いは奥地開発あるいはまた木材、木炭

等の生産等の部門につきまして、それ

た施策をさらに積極的に伸張すべき部

門あるいはまた新しい考え方を取り入

れて推進すべき部門があるのではない

かということが答申されておるのであ

ります。特にこの答申におきまして従

来になく新たな観点に立つております

問題は、構造政策に大きい重点があ

るようになりまして、農林漁業

等を通じて、特に山村民の生活の向上

を考えまして、山村民の生活の向上

ということ強く考えていかなければ

ならないのではないか、林業の部

門におきまして、五町歩未満の零細な

民有林所有者は全体の九五%を占めて

おり、しかも面積におきましては三六、

七%になるのであります。こういう部

門の方々の生活を向上さすという意味

から考えまして、特にこれらの人々の

林業経営というものを積極的に向上さ

すような方策を講じていかなければな

らないんじゃないか、その方法として

家族経営的林業を育成すべきであると

いう点に非常に大きい重点が置かれて

おるように思ふのであります。で、この

家族経営的林業の育成のためには、や

はり、現在国有林におきまして地元の

山村民のために利用に供してあります

国有林におきましていわゆる第三種林地

というよりなるもの、あるいは市町村有

林の中におきまして入会権等のある山、

あるいは地元住民に貸しておるような

ところ、並びに私有林におきましても

入会権の伴うようないわゆる実質的な

部落有林というようなもの、あるいは大

放な経営しかしてない森林所有者の土地、こういうものを対象にいたしました。家族経営的林業の育成に努めていくべきであるという点を強調されておるのであります。この家族経営的林業の育成という点が、林業政策として従来に比較しまして非常に大きく取り上げられてきておるというところに今度の答申の大きい重点があるように考えておる次第であります。

○角屋委員 長官は、林業の基本問題と基本対策の大きな答申の内容について、単にその一端を平面的に触れられただけであると私は把握をいたします。御承知の通り、わが国の林業関係では、国有林関係の問題もあれば、あるいは公有林関係の問題もあり、部落有林関係の問題もあり、さらに加えて私有林関係の問題がある。しかもまた、私有林関係の問題は、今長官も触れられましたように、大規模の経営をやっておるという経営部面のものであれば、反面五町以下の零細な、しかも農業と加えて経営をやっておるようなという経営形態のものもある。従って、今触れられたのは、いわゆる構造改善政策の中で御承知のように家族的林業経営の育成強化ということを一つ大きく取り上げておられますけれども、それは今後の林業政策の重要な点のごく一部であって、私はそれだけではなく、あるいは公有林政策についても、さらに公有林野を含めて部落有林関係の政策についても、やはり従来の政策のあり方というものを検討して新しい方向というものを打ち出して、この際明らかにしてもらいたい。

○山崎政府委員 お説の通り、そういう問題についてももちろん触れておるのであります。私が先ほど御説明いたしました点は、従来林業政策としていろいろと言われてなかった、特に取り上げられてなかった特徴のある点についての御説明を申し上げたのであります。御説の通り、国有林につきましても、最近の事情にマッチするようにな生産性の向上というものをさらににかつていかなければならぬのじゃないか、そのためには、やはり、予算の弾力性の問題あるいは機構の問題等についても十分な検討を加えるべきだというふうなうたわれておるのであります。また、公有林等につきましても、その実態から申しますと、いわゆる市町村が直営の林地として経営しておるものと、部落民のための利用に供しているものと、大きく二つに分かれるように考えるのであります。この公有林にいたしまして、その基本財産造成等の見地に立ち、あるいは山村民の経済振興というような見地に立ちますと、直営、直轄林地というものの経営を積極的に進めていくべきじゃないだろうか、また、入会権等の山につきましても、お話をのこしたくないわゆる部落有林というようなものと同一観点に立ちまして、その部落民の福利厚生と申します、経済生活向上に積極的にかかわるような、いわゆる入会権というものの近代化と申し上げるか、そういうことと、それを通じて生産性の向上を行なっていくなければならぬというふうなうたわれておるのであります。

○角屋委員 この際長官にお伺いしたいわけでありまされども、最近の木材の需給のアンバランスの問題から、木材の価格の高騰というものが、一般の卸売物価指数に先行してここ数年来非常に高騰を続けてきておるわけでありまされども、国内における木材の生産、国内における木材の需要、さらに、御承知の通り貿易の自由化等の今後の問題もありまされども、外国から受け入れておる木材の輸入、と同時に、木材の所得弾力性等の問題が戦前に比較して所得弾力性それ自体としては落ちてきておるようでありまされども、その所得弾力性の落ちた理由というものが必ずしもつまびらかでありまされども、実際に木材の需要部面というふうなものから見ると、これが木材の高騰等によって他に代替の材料を求めていくという傾向等も御承知のように出ておるわけですが、この際、木材の需要供給の関係、特に国際貿易の問題も含めて、最小限今後十年間のそういう方面の見通し等についてお話を願いたいと思ひます。

○山崎政府委員 木材需給の概要を御説明申し上げたいと存じます。わが国の木材の生産並びに需給との関係を昭和九年ないし十一年ごろに見てみますと、当時におきまして、国内の北海道並びにいわゆる本州の両方から生産された木材は約五千万石と見られるのであります。それに対して、いわゆる沿海州材、米材、南洋材というふうなものが輸入されましたものが二千五百万石程度にあつたように思ひます。従ひまして、当時におきまして全体の需要量七千五百万石の中で約三分の一に近いものが輸入されたという現実にあつたのであります。当時におきまして木材価格は主としてこの外材の価格に大きく影響されたという形にあられたのであります。ところが、終戦後におきましてはそういう事態が非常に大きく変わつて参りました。昭和三十五年度について申し上げますと、本年度の需要量は約五千万立方メートル、従つて一億八千万石という数字に相なつておるのであります。このうちで外国から入りますものが二千万石強でございますので、国内の森林からの生産量は一億六千万石というふうなことに相なりまして、昭和九年ないし十一年ごろの約三倍をこすような国内からの木材の供給をいたしておるという現状にあるのであります。また、外材の輸入量も、先ほど申しましたように二千万石強でありまして、全体の需要量の中で約一割程度のものが外材であるという形でありまして、その外材もまた、合板等の原料といたしまして南方のラワン材がその半分を占めておるというふうな状態でありまして、この外材が国内の木材価格に与える影響というものは、昭和九年、十年の当時と比べて非常に少なくなつて参つておるというのが現実の姿であります。

このようにうな点からいたしまして、国内の森林といたしましては、森林資源と、この木材供給量と申しますか、そういうふうなものの間に、いわゆる戦前に見なかつたようなアンバランスというものが終戦後続いて参つたわけでありまして、こういうところに木材価格というものが他の一般物資と違つた価格の情勢をもたらしおるというふうな考えられるのであります。戦前におきましては、立木の価格というものが相対的に見ますと一番弱くて、次が丸太、最終製品の製材の価格がこの三つの中では一番強いというふうな形にあられたのであります。最近におきましては、立木価格が最も強く、次に丸太の価格、最も弱いのが製材の価格、極端に申し上げますと、原料高で非常に製品安というふうな状態に追い込まれておるのであります。また、外材の輸入につきましては、現在は自由輸入に相なつておるのであります。きわめて一部のいわゆる紫檀とか黒檀というふうな特殊なもの、あるいは針葉樹の製材等におきましてはきわめて薄いもの、これはほとんど入っていないのであります。特殊なものを除きましては関税もかけてないというふうな状態であるのであります。が、それにいたしまして、先ほど申し上げましたように、外国材の輸入は二千万石強、三十六年度におきましてそれが三、四百万石ふえるだろうというふうな形になっているのが現状の姿であるのであります。木材の今後の需要につきましては、基本問題調査会等におきましては種々検討を加えていたしたのであります。製材と申し上げますか、いわゆる建築用材、包装用材というふうな一般材というものはそれほど大きい伸びというものは考えられないように思ひますが、今後におきましてはパルプ用材等の需要は相当伸びるのではないか。従ひまして、経済情勢いかによつて大きくは変動するわけでありまされども、一応需要が最高度に伸びるというふうな考えた場合に、大体年率二%前後の伸びをしていくんじやないだろうかというふうな見通しをいたしておる次第であります。

○角屋委員 林産物の需給量の推計に

つては、「林業の基本問題と基本対策」の中でも、生産政策の中で触れておるわけでありませうけれども、必ずしもこれからの貿易自由化の問題等と関連した具体的な数字については詳細には触れられませんでした。そこで、木材の需給のアンバランスといふものを克服するために、一方では外材の輸入等の問題もあり、他面国内では国有林関係の増伐によってある程度これを調整をする、こういう考え方が私は今日出てきておると思う。と同時に、反面、民有林関係の大規模な私有林経営、こういうものが、木材の高騰の中で、自分の山の財産的な保有という従来の觀念から脱却せずに、必ずしも生産政策の路線に円滑に乗ってこないといふことが従来から指摘されておるわけでありました。民有林関係については、御承知の通り、森林の基本計画あるいは都道府県関係者等のいろいろな計画の推進によって、今日五カ年を目途とする計画を施行しながら推進していかうというのでありますけれども、これからは、国有林関係あるいは公有林、民有林、私有林等を含めた国内における生産量の全体をどういうふうな円滑に運営するかという問題については、先ほども指摘しましたように、国有林の増伐といふことが一つの考え方として出てきておりますけれども、民有林、特に大規模な私有林等の場合も含めての生産路線にどう乗せるかという点について、具体的に林野庁として進めておる政策についてお伺いしたいと思ひます。

○山崎政府委員 まず第一点の国有林であります。国有林の生産は、先ほど申し上げました木材等の供給量の約

四分の一程度を国有林が占めておるといふ現状であるのであります。国有林といたしましては、比較的奥地にあるといふような関係等もありまして、いわゆる治山治水との関係、並びにその国有林からの生産といふものを対象にいたしましての生産といふものを他の仕事に成り立っておるといふふうな関係も考えまして、やはり、今後とも、その国有林の伐採量がある時点において減少するといふふうなことがないようになり、しかも現在の需給事情にマッチしますように最大限の伐採を続けていかなきゃいかぬ、また、それに対応した造林事業といふものを行なうていかなきゃいかぬといふようなことが、国有林経営の基本であるわけでありました。国有林におきましても、三十五年度末に百十萬ないし百二十萬町歩程度の造林地しか現在持っていないのであります。残りは新炭林その他の天然林が大部分であるのであります。それをいろうろしさいに検討いたしますと、現在の天然林等を伐採いたしますと、そのあとに造林地を作るといたしましてならば、現在の百十萬ないし百二十萬町歩の造林地を三三三、四十萬町歩に増大することができるといふ見通しを立てるわけでありました。そういうものを造林するといふ前提に立ちまして、現在の天然林よりもより生長の増大が期待できるということになるわけでありましたので、そういうものを計算いたしまして、今後三十年ないし四十年間におきます伐採量の減少はない、しかも最大量切れるといふ観点に立つて今伐採を続けておるといふ現状にあるのであります。

また、民有林につきましては、お説の通り、一部大所有者等におきましては、森林法で定められております適正伐期齢級と申しますか、たとえば造林地でありまして、それが生長の最大限に達する時期がいつごろであらうか、――杉にすれば四十五年ぐらいだといふふうな森林法に基づいて決定いたしておるのであります。そういう適正伐期齢級を過ぎまして、六十年、七十年といふような時点にまで山を持ていく、切らないといふふうな場合でももちろんあるわけでありまして、相当奥地の広葉樹を主とする天然林につきましては積極的な林種転換等の施策もできないといふふうなこともまたあるわけでありまして、こういう人々に対して積極的な経済的な観点に立つて経営をといふものをやっていたらどういふことをわれわれとしても考えていかなければならぬといふふうに思つております。昭和二十六年に森林法を改正いたしました現行の森林法に相なったのであります。この森林法を貫いておる精神は、戦争中並びに戦後におきましてはなだしかつたといふ観点に立ちまして、資源の維持保全といふところに主眼が置かれておつたように考えられるのであります。森林を経済的な見地に立つて積極的に経営していくといふ考え方は比較的薄いように考えられるのであります。この森林法による五カ年を一期とします森林計画制度も三十六年度をもつて第二のラウンドを終わるといふところに相なっておりますので、私たちもいたしましては、三十七年度から新しい観点に立つて、私有林につきましても積極的な経済的な見地に立つた森林経営をしてもらうと

いう基本的な考え方に立つて森林法の改正といふものに臨んでいきたいと考えておる次第であります。

○角屋委員 林業の基本問題の答申の中では、従来のわが国の林業政策といふものは資源保護的な立場が非常に強く、いわゆる最近の林産物の需給状況に見合う経済合理主義に基づく林業経営といふ面に欠ける点があるといふことを指摘しておるわけでありましたが、しかし、それは申しまして、御承知のように、治山治水問題といふものは、わが国の気象条件あるいは自然的条件から見て、決して軽視することのできないこともまた事実であります。そこで、御承知の通り、昨年治山治水緊急措置法といふものが制定されました。それに基づいて、昨年の十二月二十七日の閣議でも、治山事業十カ年計画といふものが決定したと聞いておるわけですが、その内容についてこの際明らかにしてもらいたい。

○山崎政府委員 昨年の国会で、お説の通り、治山治水緊急措置法が制定されました。それに基づきまして、昨年の十二月二十七日にこの計画を閣議決定したという経緯に相なっておりますのであります。この考え方は、三十五年度を初年度とする十カ年計画の内容としておるのであります。国有林、民有林、民有林等を含めて、十カ年間に治山事業に千六百六十七億円の投資を行なうといふふうな考えておるのであります。こういたしまして、三十五年度末現在に国有林、民有林を通じてあります。いわゆる崩壊地、約三十三萬町歩程度あるわけでありまして、それと、今後年々発生するであろう約三十三萬町歩未済の崩壊地を加えて、その十カ年計画が終わつた時点におきましては、主要な地点の約七割の事業を完了することができるといふ見通しに相なっておりますのであります。そういったと、山地の事業が最も安定しておつたといふふうに見られております。昭和初期の状態、大崩壊地が十二、三萬町歩、年々の崩壊発生面積が二千町歩弱といふふうな考えておりますが、そういう状態に復元することができるといふのが、この治山治水緊急措置法の考え方といふわけの治山部門の骨子であるのであります。

○角屋委員 治山事業十カ年計画は、今もお話しのように、国有林治山事業部面では三百六十七億、民有林治山事業部面では千三百億、占めて千六百六十七億円でございまして、これから治山の十カ年計画を遂行しようといふ形になっておるわけですが、この治山事業十カ年計画といふものと、これからこの二法案でやろうとする約二十三萬ヘクタールという水源造林の問題とはどういふ関係でやられていけるのか、両者の関係について明らかにしてもらいたい。

○山崎政府委員 御存じの通り、治山事業は、荒廃地の復旧事業、それから、ほらうっておけば荒廃するであろうところのいわゆる予防治山事業といふものを骨子にして行なつておるのであります。これと並行いたしまして、水源林地帯にあります。もちろん崩壊地になるといふことにはまだ到達しないにいたしまして、水源の涵養、そういう面から特に緊急に造林を行なわなければならない無立木地、散生地といふものを取り上げて水源林造成事業を行なうといふふうな考えておるの

でありまして、この治山治水十カ年計画を補完すると申し上げますか、そういう意味におきましてこの事業を並行して行なっていくという考えかたであるのであります。

○角屋委員 農林大臣もおいででありますので、大臣に質問をかねて伺いをしたいのですが、御承知の通り、農林漁業基本問題調査会の方で、昨年、林業の基本問題と基本対策という答申が行なわれました。この答申の趣意を十分検討し、そうしてこれを尊重しながら今後が国の林業政策を推進していくというところであらうかと思うのですが、この際林業の基本問題と基本対策の今後の林業政策上の取り扱いの問題について大臣の御見解をお伺いしたい。

○周東國務大臣 ただいま、林業に關しましては、まだ問題の点が二、三ありますが、慎重研究いたしておりましたが、方向をいたしましては、たゞいま長官から申し上げましたように、一面におきましては、国土保全並に資源の保護ということを考えて、治山治水十カ年計画を立て、そうして山の崩壊を防ぎつつ植林を行なっていくという面が一つの計画でありますと同時に、角屋さんだいま御指摘になりましたように、今後の日本の林業といいたしましては、経済の成長に伴って非常に増大する木材の需要に應ずるためには、従来のような林業だけでは、天然林等のそのままになっておるものは、もつと積極的に樹種転換を行なつて、新しいものの植林と、その成長に關して、たとえば栽培林業と申しますか、従来行なわれなかつた肥料等をやりつつ栽培していくというよりな方向、また同時にそのことは国有林に對

して積極的に行なうということもよりでありますけれども、とかく資金の寝る広い意味における国有林、この方面に對する施設に關して、国有林といふものの経営から上がつて出てくる利益は、民有林の造成の方面に積極的に使つていく、そうして国有林並に民有林あわせて今後における木材の需要に對して供給の増加をはかる、こういうことが根本になつてくると思ひます。これに關連して必要な問題は、森林金融、木材金融といふものに対しての措置、また、小さい林業者に對してこれが経営を容易ならしめる措置、いろいろふりなことが同時に問題になつてくると思ひます。さらに、考えられなければならぬ問題は、当然増加してくるパルプ材の供給、これは、文明の度合いに應じて一つのシンボルになつていふと思はれる紙資源の供給といふ面からいひますと、どうしても増加していかなければならぬと思ひますが、今のようないかなんかだけで参りまして、なかなか国内木材のみをもつてしては供給は困難であります。それらに對して、一面において木材の成長度合いを早めるとともに、今まで捨てられておつたと申しては言い過ぎかもしれませんが、チップ材その他の廃材の利用に關して積極的にこれが措置を講ずる。あるいはまた、薪炭材、炭及びたきぎ、こういう方面に使はれる木材の用途といふものが、おのずから他に転換さるべきようにすることが必要ではないか。燃やしてだけいくということがはもとより木材の効率を高めるゆゑではないのであつて、都会地等においては現に電気、ガス等の発展によつて薪炭材の需要が減りつつあります

が、こういう面はこれを伸ばしつつ、しかも薪炭材に向はれていくものをパルプ材に持つていくというよりな方向転換が必要でありましようし、同時に、それに対しては、山林経営の上に於いて、従来薪炭を生産しておつた零細な林業経営者に対しては、それらの努力転換といふ問題が林業経営に關連して出てくると思ひます。そういうこともあわせて考えつつ、木材の利用転換といふことが今後の木材政策、林業政策の大きな柱になつてくると思ひるのであります。

いろいろな他にもございしますが、建築用材にいたしましては、さらに、木材を建築用材として用いるよりも、建築用材といふものが他に変わつて、木材は他の方面に利用していくという面についても新しい研究がなされなければならぬ。従つて、角屋さん御指摘のように、積極的に林力の涵養をはかると同時に、その木材の利用に關しての大きな問題をあわせて林業政策、木材政策として考えていくことが今後の必要な問題になつてくると私は考えております。

○角屋委員 林業問題の基本答申に基づいて、政府としては、農業基本法を考えたような建前から、今後林業基本法といふものが組上るのか、あるいは検討をしておるか、その辺のところについてお伺いしたいと思ひます。

○周東國務大臣 御指摘の点は、こつともであります。林業に關しましては、農業と同じような形で基本法を作ることも一つの方法であります。これは農業と同じ形にはいかぬと思ひます。ことに、これに關する大きな問題

としては、森林法の改正といふものが問題になるので、こういうものについて慎重に考えつつ、さらに農業基本法的なものを作つたらどうかということに對しては結論を出したいと考えております。

○角屋委員 これは長官の方にお伺いしたいのですが、林業問題の基本答申に基づいて今後法改正あるいは新しく法律等を作らなければならぬというよりな組上る問題について、当面考へておる点を一つお伺いしたいと思ひます。

○山崎政府委員 今後検討すべき主要な問題点といたしましては、現在の森林法の骨子をなしております、いわゆる資源の保護といふ面から考えられておる森林計画制度をどういふふうにして今後展開していかなければいけないだろうかといふ問題があると思ひます。第二の点といたしましては、現在の森林の所有者、これの大部分はいわゆる農民の方々であつたわけでありまして、森林組合といふふうなものと農業協同組合等がいかなる關連に立つべきか、あるいはその中における生産組合等がどういふふうな性格を持つて今後進んでいかなければいかぬだろうか、特にこれが生産組合のあり方といふものが家族経営的林業と大きい關係を持つようにならなければならない、そういう点を十分に検討しなければならぬといふふうに考えておるのであります。また、第三の点といたしましては、所有は市町村有であるいは個人有である、あるいは記名共有であります。これも、これが実質的に部落有林野といふ形で入会権等の形態のもとに山村民の利用に供せられておる土地が現在

約二百五、六十万町歩もあるという段階にあるのであります。これらはその生産性が最も低位にあるという点にかんがみまして、山村民の経済向上の見地から、あるいはまた林産物の生産性の向上という見地から、この入会権等の權利關係をどういふふうにして近代化していかなければいけないだろうか、また、一面から考えますと、これが林業生産の非常に適当な場であり、また畜産等との關連もきつめて深い地域であるわけでありまして、この入会権等の問題を近代的な權利關係にどういふふうにして持つていくのかといふような点、これらの点を最も主要な点として検討して参りたいというふうに考えております。

○角屋委員 今回、政府は、大正九年以降の四十年余り実施されて参りました公有林野等官行造林法を一挙に廃止しまして、この方面の仕事を森林開発公団法の一部改正によつて森林開発公団に今後九年間にわたつて約二十三万ヘクタールの水源地帯の造林を実施させよう、こういう趣旨でこの法案を出してきておるわけでありまして、大正九年以来公有林野官行造林を実施して参りまして、昭和三十一年に法の一部改正を行ない、従来公有林を中心に実施して参りました官行造林が、さらに部落有林に對象を第二順位としてふやし、さらにまた水源地帯造林に關係する私有林等にも第三順位としてふやして実施してきたのを、今回一挙に公有林野等官行造林法を廃止して森林開発公団で実施しなければならぬという根本的な理由といふのは一体どこにあるのか、お伺いしたい。

○山崎政府委員 公有林野官行造林の

仕事は、お説の通り大正九年に法律を制定いたしました。自來三十五年度までこの事業を続けて参りまして、約三十万町歩に及ぶ公有林、一部私有林等の造林を行なつたのであります。当時におきまして官行造林の考え方といたしましては、市町村有林における造林を要する土地が約六十万町歩残されておる、この半分は市町村みずからの力によつて造林しよう、残りの半分を官行造林という形で国の援助のもとに造林を行なつていこう、そうして治山治水に大きくこれを貢献さすといふこと

ほかに、市町村の基本財産造成といふことを目標にして出資したのであります。が、三十五年度をもちましてこの約三十万町歩の造林を完了したといふ段階に相なつたのであります。

それから、第二の点といたしましては、大正九年から始めました官行造林事業も昭和三十六年度からいづゆる計画的伐採に入る段階と相なつたのであります。三十六年度におきましては約六千町歩に達する面積の主伐を行ない、自後四十五億円の売り払いの金額に達しまして、その半が市町村に入り半分は国に入るといふ段階に相なつたのであります。これが漸次増大いたしまして、数年後には売り払い金額が約七十億円に達するといふふうな段階になつておるのであります。この官行造林の性格から申し上げまして、今後この六千町歩あるいはそれを上回る程度の造林した土地を切るわけでありまして、その切つた跡地につきましましては、やはりその収入の一部なり、あるいは必要な場合は三年前から実施しております市町村等に対する長期据え置き融資の金等をもちまして、

市町村みずからの造林事業と以後の経営といふものをやつていただくといふことになるのであります。

第三の点といたしましては、基本問題調査会等でも言われておりますように、今後の山村民の経済生活を向上する、その面から林業に相当大きく依存しなければならぬ、また家族経営的林業の育成をしなければならぬ、その対象となるべき土地は、その市町村等が持つております割合便利ないわゆる里山地帯の森林もその対象に考えるべきではないかといふような点からいたしまして、従来考へておりましたような公有林の比較的便利な里山地帯に對します官行造林事業の計画といふことは基本問題調査会等におきましても大きく疑問が投げかけられておるといふような点もあるものであります。

また、先ほどお話のありました治山治水緊急措置法の施行等に伴ひまして、水源林地帯にありますが散生地、無立木地等を早急に造林しなければならぬ点からいたしまして、三十一年度に法律改正を行なつたのであります。が、その趣旨をさらに大きく徹底いたしまして、今後の国が特に新植あるいは保育、その後の維持管理といふような面にまでめんどうを見ていく造林といふふうなものにつきましては、この水源林地帯の無立木地、散生地等に重点を置いて臨むことが必要じゃないだらうかと考へたのであります。

また、さらに、そういう点からこの造林をすべき土地二十万町歩余をいろいろと検討をいたしてみますと、大正九年に官行造林が始まりました三十一年の法律改正までの時点におきましては、一契約団地の面積は百町歩以上

といふふうな大面積のものが件数におきましても六二%を占め、面積におきましても八割を占めるというふうな段階であつたのであります。自後これに法律改正をいたしまして、三十一一年が小さく相なつて参ります。三十一一年から最近までにおきましては、十一町歩以上五十町歩未満といふような一団地当たりの面積のものが件数で全体の五五%も占めるというふうになつて参ります。また、この二十万町歩の今後造林しようとしておられますものを詳細に見てみると、一団地当たりの面積が五町歩ないし十町歩未満のものが件数にいたしまして全体の七割以上を占めるといふふうになつて参ります。その対象地が裏地に進み、しかも分散化し零細化するような形に相なつて参つたのであります。その点からいたしまして、従来の官行造林と同様に国が植付、手入れ、維持管理といふようなことを全部やるというのには適しないといふ形に相なつたのであります。と申し上げますのは、昭和二十八年に保安林整備臨時措置法を制定いたしました。民有林におきましても最も重要な奥地地帯の保安林は国で買い上げる、そうしてその施業については国が責任を持つてやるというのを打ち出しておるのであります。この買い入れにおきましても、国が維持管理、経営をするといふ建前からいたしまして、一団地当たりの面積は三百町歩以上でなければならぬといふような制度で現在も仕事をしています。このように思ふのであります。そういうふうな点からいたしまして、この事業は、国がみずから行なう

といふよりも、やはり分収造林特別措置法に基づきまして、国ないし国の機関が出資者として立場に立ちまして、出資者が造林、維持管理等に指導監督を行ないまして、土地所有者の植付その他につきましては極力自主的な経営を期待するといふことが、造林地のあり方、造林事業の本質から言つて最も適當とするものではなからうかといふ考へ方に立ちまして、国の機関であります森林開発公社にこの仕事をやらすことが最も適當だといふふうに考へた次第であります。

○角屋委員 ただいまの公有林野等官行造林法を廃止して森林開発公社でやらせる趣旨といふものは、これは今後審議の過程を通じてさらに追及をしていかなければならぬ問題であります。わかれれば今の長官の説明を了とするわけにいきませんが、この際参考人として森林開発公社の方からも出てきておられますが、今関連林道等の仕事を熊野水城なり剣山地域なりでやつておられるけれども、一休、現行の仕事は、新しい仕事は加わらなければ、いつごろにおおむね打ち上げになるか、その辺の現況を一応お話し願ひたいと思ひます。

○石坂参考人 ただいまお尋ねの件であります。熊野、剣山地区における従来の公団方式による林道は、三十五年度をもつて全部完成いたしました。ただ一つだけ、奈良県における北山川筋の東の側という路線があります。これは電源開発と私の方とアロケートをして共同施行でやつている分でございます。この分が、ちょうど電源の補償関係の遅延等によりまして、昨年の夏の一番仕事はかどるときに仕事を

やれなかつたような関係で、これが年度をまたがっております。しかし、この分は、ちょうど金額にいたしましては電源負担相当額だけが仕事として残ることになりまして、今年の七月には完成する見込みでございます。

それから、関連林道の方は、今ちょうど第二年度を終わつたところであります。林野庁の計画では四十一年までに現在の計画を終わるといふことになつておるわけでございます。今日まで二カ年で仕事といたしまして十三億だけの仕事を完了したことになるのであります。

○角屋委員 今の森林開発公社の理事長のお話でもわかりますように、森林開発公社の従来やつてきた仕事が大体ぼつぼつ終る時期に相なつてきた、何か新しい仕事でも来なければ公社を廃止しなければならぬ、こゝういふ時期がぼつぼつ近づいてきているといふことは、お話を点から判断ができるわけでありまして、これは次の質問のときにまたさらに公社の理事長にもお伺ひしますが、今の点は大体それで状況はわかりました。

そこで、大正九年以来実施をしてきた公有林野等官行造林法、これを一挙に廃止するといふこの法案を提示するにについては、これは市町村の公有林等にも当然重大な関係がある問題ですから、自治省あるいは都道府県あるいは市町村、こゝういふところと十分相談をし、連携をし、そうしてこの法案を出されるような過程に相なるのが筋道でございます。私どもが承知しておりますところは、長年公有林野官行造林等に関係のある県あるいは市町村等では、新しく海のもの



いは地元に使用収益さしておるよう  
な山を対象にいたしておるのであり  
ます。また、部落有林はもちろん全部  
この対象になるという形に相なってい  
るのでありますが、大所有者等の持つ  
ております森林に対しては、粗放  
な経営をなしているような者に対して  
基本問題の答申では触れられておると  
いうことは、お説の通りであります。

○角屋委員 はれものにさわるよう  
に、大臣の答弁を聞いておりまして、  
長官の答弁を聞いておりまして、言  
葉少なく答弁をされるわけです。これ  
は、戦後の農地改革等を考えた場合に

も、山の問題をどうするかということ  
が艱上には上りましたけれども、結局  
これはそのままになって今日に及んで  
おる。林業基本問題の答申が出る場合  
には、いわゆるこれからの林業政策と  
して、国有林、公有林、部落有林ある  
いは私有林等も含めて、国土の総合開  
発なり治山治水なり、あるいはこれか  
らの経済の発展に見合う生産政策の即  
応体制なり、そういう問題では、やはり

重要な一面として、大規模の森林經營者の保有限度というものについて、大体は林業独自でやる場合の経済ベースは二十町歩以上あればある程度できるということであるから、そういう観点から言つても、これらの問題についても基本問題としては積極的にメスを加えるのかと思つたら、必ずしもそうではない。この辺のところは見解の分かれるところとして逃げられるかもしれないまでも、とにかく、家族的な林業経営というものをこれから積極的に育成しようとする。その対象は、国有林に求め、公有林に求め、あるい

は部落有林に求める。特に公有林、部

七

落有林にこの文面からずっと読んでいきますと積極的に求めようとする方向が出ておる。つまり、今後の公有林政策というものは、あるいは部落有林等の政策というものは、いわゆる家族的な林業経営の対象地として今後活用していくという部面が相当に出て参りまして、公有林政策なり部落有林政策なりとしては後退をするということが答申の線としてははつきり出ておるのじゃないかと思いますが、その点はいかがです。

○山崎政府委員 いわゆる現在の所有形態からいまして、部落有の形態はまあ法律上はないのでありまして、個人有あるいは記名共有という形に相なっております。これはいわゆる入会権の対象の山であるというわけであるのであります。従いまして、その土地を地元等の山村民が共同で申しますか共同の持ち分によって使用収益するという形にあるわけでありまして、その山林がまたわが国の森林の中で最も生産性が低いにある、これを向上させることによりまして林業的な生産性の向上と山村民の経済向上に大きく寄与する、第一義的に寄与するということにろに大きく取り上げられた観点があるように思ふのであります。また、市町村有林につきましても同様に直轄林地と入会権の山というものはあるわけでありまして、部落有林、市町村有林の中でもその入会権のあるような山を今後の対象にして、その生産性の向上と経済の向上に寄与すべきだという観点に立つておるのでありまして、両者とも、この従来の政策がこれによって後退するということは何らないように思ふのであります。

○角屋委員 構造政策の公有林野についての対策の条項の中で「なお、また、合併後の新市町村についてみれば、その建設促進に伴って、財産収入に強く依存するのではなく、税収入を中心として財政の安定化をはかるべきである。」以上のような観点からすれば、従来のような方針で公有林野直営主義をそのまま拡大することには問題であるように思われる。このようふうな条項が一つありまして、要するに、財産収入部面から税収入部面への移管という問題がここで提起されておるわけです。で、市町村の建設促進法の中では、御承知のように、国有林の払い下げ問題等が条項の中にも出ておるわけですが、これも、そういう問題とからんでもこの答申の中身というものが出て参る。なおまた、分収歩合の問題で、従来市町村等の場合には国とフイフイ・フイフイで分けるという問題についても、この答申の中では、それはやはり地代額との問題で十分考えられなければならない、つまり、これもやはり答申の中身の中では、利用権の設定について問題となるのは、地代額である。その基準については、さらに検討を要するが、少なくとも、現行の分収造林特別措置法で採用されている基準は引き下げる必要がある。これは同様に官行造林の分収の問題についても同様の趣旨で指摘しておると思う。そうしますと、この覚書で五〇％を標準とするという問題とも関連し、結局、基本問題の答申では、公有林政策というものは後退さしていこうという考え方に立っておる。ところが、自治省なり都道府県あるいは関係市町村等の大きな

反対にあつて、当面自治省の行政局長と林野庁長官との間で覚書の取りかわしをやつたけれども、この考え方の中身というものは、答申の線から見ると、これは答申の趣旨とは矛盾しているというところにならうと私は思う。私どもは答申の問題を自身についていろいろの見解はありますけれども、少なくともこの答申の線にのっとつて今後の林野政策を考へるという立場から言つたならば、地代額の問題あるいは公有林野政策について今後答申の中で考へておる政策から見ると、この了解事項というものは矛盾を生じているのじゃないかと思ふのですが、その点を一つ明らかにしてもらいたい。

○山崎政府委員 御説の通り、基本問題調査会の答申におきましては、分収造林の場合におきまして土地所有者の取り分というものが多量にないかというふうな抽象的に述べられておるのではありません。分収造林は、分収造林特別措置法によつて行なわれ始めましたものももちろんあるわけでありまして、長い昔からの慣習的なものによりまして民有林で分収造林が行なわれてきたというものもあるわけでありまして、それらの分収率は非常に地域々々でまちまちでありまして、高いものは半分あるいは半分を越すというふうなものも現実には見受けられるのでありまして、抽象的に考えますと土地所有者の取り分が高いのではないかとというふうな指摘されておるのであります。で、従来の官行造林におきましても、市町村に對しましては五〇％の取り分を認めておるのであります。私有林に對しましては四〇％を標準とするということにいたしておるのでありますけれども、それぞ

れ実態に應じた考へ方とはつておるようには思ふのであります。ただ、市町村に對しまして五〇％を標準とするということは、やはり、出発当初におきましては国が市町村の基本財産の造成という点を強くその目的としたこと、また、この始まる当時に造林事業に對する補助制度もようやく生まれたやうな段階でありまして、造林事業に對する補助は、當時は市町村にだけ行ないまして一般私有林には行なわなかつたというふうな関係等からいたしまして、この市町村に特別のめんどろを見ているという制度をいたつたわけでありまして、従いまして、市町村に對します分収という問題は、また一般の分収率とはやが異なる制度のものから出発してゐるというふうなわけには考へておる次第でございます。

で、今後におきます分収率の問題であります。これは、それぞれの場合に應じて、負担関係、地代等を計算いたしまして決定していくつもりであるのであります。私有林に對しましては標準的には三割ないし四割程度の分収率であるというふうな考へておりますが、ただ、市町村に對しましては、特に従来からの経緯もあり、市町村の財政というものに寄与していくという面も考へまして、従来のような五〇％を標準とするという考へ方に立つておるのであります。また、従来の官行造林におきましては、その対象としております土地は、必ずしも水源地帯の散生地、無立木地、粗悪林地等に限定されるのではなく、一般の里山の経済林地等も対象といたしまして官行造林というものを行なつてきたという形からいたしまして、分収造林特別措置法の

制定以来、そういう土地に對しましてやはり山村民が分収契約のもとに分収造林を進めていくということを私たちが主張いたしておるわけでありまして、そういう場合に、同じような経済的な林地に對しまして国の施策と山村民のやつていくこととする分収造林とが分収率等の面で相違するといふやうなところに、この従来の官行造林事業の大きい問題点が残されておつたやうにも考へておるのであります。今後それをはつきりと対象地を区別いたしまして、今後の公団の行ないます分収造林は奥地の水源地帯、しかも散生地、無立木地というふうな一般のなかなか手の及ばないところに限定をしてやつていくというやうなところからいたしまして、両者の従来のやうな食い違いと申しますか、そこをいふやうなものは起こつてこないといふやうに考へる次第でございます。

○角屋委員 林野庁は、自治省等と話し合ふ場合、あるいは大蔵省と話し合ふ場合に、基本問題調査会の答申の考へ方もこれあり、市町村との分収歩合については国が六割、市町村が四割という線で話し合ひをしたところが、地方自治団体からの強い反対等も出まして、そして結局分収割合は五〇％を標準とするといふところで了解を双方にしたといふやうに伝えられ、しかもこの点については大蔵関係では非常に強い不満を持つておるということが言われておるし、同時に、基本問題調査会の事務局等では、この了解事項というものは基本問題の答申の線から矛盾を生じておる点である、こういうやうな指摘もあるやに聞いているのです。

が、それらの点について一つ明らかにしてもいい。

○山崎政府委員 お説のような経緯はないように考えております。関係の方面ともこの点については十分に打ち合わせをいたしておる次第であります。

○角屋委員 林野庁の方が当初六割・四割で話し合いをするということは全然なかったのですか。

○山崎政府委員 先ほど申し上げましたように、私有林等に対しては三割ないし四割程度のものが大体標準になるものでなからうかということに打ち合わせを進めておったのであります。市町村有林等に対しては、やはり従来の経緯等を勘案した分収率を考へなければいかぬというふうに考えておったのであります。

○角屋委員 それならば、第一項のところで、分収歩合は五〇％を標準とするという非常に微妙な表現でなくて、五〇％を確保するなりあるいは従来通りとするというふうにならうか。

○山崎政府委員 この了解事項の標準とするという書き方は、既往の公有林

野等官行造林法におきましてもこれと同様な書き方をしておるというところからそういう表現を使つたわけであり

○角屋委員 大正九年以来実施してきた公有林野等の官行造林法を廃止する考え方に最終的には踏み切つたわけ

一方は法案を廃止し、新しく肩がわりとして森林開発公団にやらせるという

○山崎政府委員 林野庁におきましてこの問題をいろいろ検討する過程にお

○角屋委員 今度の二十三万ヘクタール近くの中身を見ますと、その中の約

しかもまた、反面、こういう公団で実施する場合の実際の受益率というもの

林大臣の指定する地域というものは大

○山崎政府委員 これは、当初にも申し上げました通り、今後の対象として

○角屋委員 森林開発公団の理事長に

の人数にいたしましてたしか百七十四

名でしたか、そのうち直接造林関係は

六十数名だったかと思ふのですが、全

主伐期までに三十年なり四十年なり

○坂田委員長 この際お諮りいたしま

のが一体責任を持ってやつていけるの

かどうか、この辺のところについて一

○石坂参考人 ただいまお尋ねの点で

協力を得まして、全力を尽くして努力

○坂田委員長 御異議なしと認め、石

午後一時三十分より再開することと

午後二時三十分開議

○坂田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

森林開発公団法の一部を改正する法律案及び公有林野等官行造林法を廃止する法律案に関する質疑を続行いたします。

角屋堅次郎君。

○角屋委員 午前中に自治省と林野庁との関係の問題について質問申し上げたのですが、この際、公有林野等官行造林法の廃止と森林開発公団法の一部改正に関する了解事項をある開会の冒頭に資料として提示願いたいという点についてはいかがですか。

○山崎政府委員 提出いたしたいと思っております。

○角屋委員 自治省の行政局長の藤井さんの出席を求めたわけですから、私も都合でお見えにならなくて残念であります。行政課長が見えておりますので、お伺いしたいと思っております。

詳細に繰り返して述べたことは避けたいと思いますが、御承知の通り、農林漁業基本問題調査会から林業基本問題に対する答申が出ました。この答申の中で考えている公有林野政策、これは、地方自治体との関係において、率直に言って自治省としては相当に問題のある中身だと思っております。それは後ほど譲りまして、両者の了解事項が二月の二十一日に交換されたわけですが、この交渉の最初のすべり出しの日はいくつか始まって、どういふ姿で話し合いがなされて最終的に二月二十一日に了解事項としてきまつたのか、この点自治省側からその経過をお話し願いたいと思っております。

○岸説明員 公有林野等官行造林法の

廃止と森林開発公団法の一部改正に関する折衝の経過でございまして、ただいま私どもの方に何月何日という厳密なる控えがございせんので、日にちの点は今明確に申し上げるわけにいかないのをごさいます。これは、従来の各省間の法案折衝の慣例に従いまして、これを提案になられます林野庁の方から両法案を添えて私どもの方へ協議があったわけでございます。私もいたしたしましては、その際に初めて、従来ございまして公有林野等官行造林法がこの際廃止になるということをご承知したわけでございます。地方公共団体の立場、地方公共団体の利害を代表して各省に對して意見を申し上げておりました立場からいたしまして、これにつきましては、いろいろ、私どもの疑義とすると、あるいは私どもの考えといたしますことを申し述べたわけでございます。それに対して、これは数回にわたる折衝でございまして、その数回にわたりますところの折衝を通じて、私どもの疑義とすると、林野庁長官初め林野庁の方から詳細な御説明があり、地方公共団体の立場から考えましても、地方公共団体に与りまして不利になるようなものではない、こういう判断に到達したわけでございます。そこで、私どもが疑義に思いましたところ、あるいはその折衝の過程において明らかにしました点を、後の参考のためにいたしますために、一応了解事項として記録にとどめた次第でございます。

○角屋委員 行政課長ないしは行政局長の方では、林業関係の基本問題の答申の地方自治体に関係の部分、大きく

言へば自治省の分については一応検討されたことがございますか。

○岸説明員 検討いたしております。あの調査会におきまして、やはり地方団体の代表の方が委員にお加わりになつておるわけでございます。また、自治省の方では、私も行政局長でございます。財政局長が幹事に入つておるわけでございますが、幹事を通じて、あるいはまたそういう地方団体の代表の方々と通じまして私どもの意見も述べてきたわけでございます。必ずしも私どもの意見が全面的に取り上げられておるとは率直に申し上げて、その答申が出ました後におきましても、さらに詳細に検討いたしまして、あの答申に基づきまして法案化されてくる、あるいは立法化されてくる際に、重ねて私どもの意見を述べたい、こういう考えであるわけでございます。

○角屋委員 答申全体を流れる考え方というのについては、午前中も私の受け取つておる点を申し上げたのですが、私は、率直に言つて、今後のわが国の林業政策というものは、構造改善政策としての家族林業経営を主体にした構造改善をやる、その対象の山を、あるいは国有林に求め、あるいは公有林、部落有林に求める、こういう考えの方で、やはり公有林野政策というものは相当修正が来るんじゃないかということを答申から受け取るわけでございます。しかも、答申の中では、「地方公共団体の林業経営はきわめて不十分の実態にあるように思われる。そして、このことは同時に、公有林野が林業経営の発展を通じて地方公

共団体の財政に安定的に寄与するといふ役割を十分に果たしていないといふことを物語るものであらう。なお、また、合併後の新市町村等についてみれば、その建設促進に伴つて、財産収入に強く依存するのではなく、税収入を中心として財政の安定化をはかるべきであらう。」、こういうふうな答申の一部があるわけでございますけれども、これは、御承知のように、新市町村建設促進法との関連の中で、国有林野関係の払い下げ問題、こういうものが示されておるわけでありまして、これも、この法律そのものも三十六年六月で期限が切れる。林野庁と自治省との話し合いでこれをさらに延期するような話し合いも進んでおるうちに聞いておるわけですが、こういう従来の財産収入から税収入を中心とした財政の安定化というふうな問題は、自治省としてこれをどういふふうに受けとめ、どういふ見解の上に立つておられるのですか。さらにまた、今申しました新市町村の建設促進法の今後の問題についての見解をお伺いしたいと思ひます。

○岸説明員 ただいま御指摘の答申の關係部分でございますが、国有林野もさることながら、公有林野につきましても従来の公有林野というものの政策を相当変更しなければならぬかに受け取られるような事実もございまして、しかしながら、また、市町村の林業経営能力というものを対しまして疑義をさしはさむような部分もございまして、これはもちろんそういうお考えが十分成り立つものであるといふことは事実であり、權威のある方々の御判断をいたしまして、私どもも謙虚に反省

して参りたいと思つておる次第でございます。私どももいたしましては戦時中あるいは戦後の六・三制等の急速なる実現のために、公有林野が非常に荒廃をいたしまして、いろいろ御指摘な御批判を受けるような事態がございましたことは、これまた事実でございます。これは率直に認めて参りたいと存じますけれども、その後、やはり、林野を持っております市町村におきましては、十分それらの点に反省をいたしまして、最近では市町村の公有林野経営能力というものがかなり向上して参つておる。私どもは、それを前提にして物事を考えて参りたい、また、そういう市町村の公共団体の公有林野経営能力をさらに伸ばす方向において考えて参りたい、こういう考えでおるわけでございます。ただいまの地方財政の構造からいたしまして、将来は、税収入を中心としたしまして、この林野収入というふうな財産収入はむしろ従的なものになるべきではなからうか、こういう御指摘でございます。

これは、もうすでに戦前から、具体的に申しますと昭和十五年の地方税制の改正以来、従来は基本財産というものを中心にして参りました地方財政構造というものが税中心のものに変わるといふことになつて参りまして、これは一般的な傾向としては否定できないところであらうかと存じます。しかしながら、やはり、山村におきましては、このすぐれたる公有林野を經營いたしまして、その收穫によりまして充実した地方行政をやつておられますところも多々ございまして、一般的には税が中心となるをいたしまして、そういう個々の地方団体の特殊性に応じて、や

○角屋委員　大蔵省の宮崎主計官がおいでになっておりますが、公有林野等官行造林法を廃止する法律案並びに森林開発公団法の一部を改正する法律案の提案前における検討段階においては、今まで四十年近くやってきた官行造林の問題については、これはこれとして引き続きやり、さらに、森林開発公団法の一部を改正して、この方面でも新し水源林造林等について取り上げていくと、当初、午前中の質問でも長官が答えておりましたが、二本建の考え方というものを林野庁としても検討した。ところが、大蔵省の方から一本にすべきであるという強い要請があつて、最終的にこの法案の提案の形になつたというふうに承つてゐるわけ

というのを使ってやるというのの一つの方法である。そこで、いろいろな議論があつたわけですが、制度としてははっきりしたものにするのであれば、やはり、あちからもありこちらもあるということとは好ましくないのではなにか、むしろ、方向としてやるのなら、どれか一つの方法にまとまつてやったらどうかというのが私どもの意見であつたわけであります。結局、折衝の過程におきまして、森林開発公団一本でやりたい、こういう意向であつたものですから、それを尊重して三十六年度案をきめる、こういう形になつたわけであります。

○角屋委員　再度今の点についてお伺いしたいのですが、いろいろの方法が

またさらに質問もあるようですし、時間の関係もありますし、いずれまたわれわれの方の委員から大蔵、自治関係の出席を求めてやられる機会ももちろんあるわけですから、この問題について詳細にさらに追及することは差し控えたいと思います。

ただ、この際、自治省と林野庁との間で取りかわされた了解事項というものについて、大蔵省はおそらく最終的に了解事項ができた段階では相談にあずかったのではないかというふうに思う。この点いかがですか。

○宮崎説明員　了解事項という問題につきましては最近お話を受けております。森林開発公団の予算の問題は、これから法律が通りますと私どもの方に

私どもとしましては、分収造林法そのものも勉強いたしておりますから、通常どのくらいの割合であるかということとは承知しておりますけれども、このパーセントでやるという画一的なお話は受けておりません。今度、今の覚書の趣旨によりまして、公有林の分につきましては従来官行造林でやっておつたところよりも不利にならないようにというような覚書の趣旨だと了解いたしておりますが、これも地方財政という点から見ますれば一つの理由があることであらうと思ひます。ただ、一方からいいますと、大蔵省としましては、森林開発公団の資金の問題、採算の問題等も注意しなければなりませんから、そういう点とあわせて検討いた

て、御答弁で納得のいかない面がありますので、最初にこの点について自治省にお伺いをいたしたいと思えます。

少なくともあの覚書を林野庁長官と取りかわされた際には、この線で今後推進していくという自治省の態度があったと思うのであります。にもかかわらず、一方では、先ほど角屋委員からも指摘がありましたように、基本問題調査会の答申とは完全に背離をいたしております。少なくとも、基本問題調査会の答申は、今後の林野行政に対して政府はこうあるべしということ、政府の善処を要望いたしておりますし、また当然政府にはその方針を実行していく責任があらうかと思うのであります。にもかかわらず、長官なり

自治省の一部の者が、この政府の基本方向を定めたものについて、勝手に違ふような覚書を交換してもよろしいものなのかどうか、その点について自治省の見解をお伺いしたいと思います。

○岸説明員 まあ、よろしいか悪いかという問題じゃございませんで、私もともいたしましては、私どもの考えを、先ほど申しましたように、幹事なりあるいは委員の方々を通じていろいろ述べたわけでございます。私もともいたしましては、公有林野につきましては、地方公共団体の森林経営能力というものを尊重し、その前提に立ちまして林野政策を行なつてほしい、こういう考えを持っておるわけでございます。もちろん、基本問題調査会の答申につきましては、先ほど申しましたように、權威ある方々の御意見といたしましてこれを尊重して参らなければならぬと思つてござい

ますけれども、この答申を実現して参ります具体的な方法につきましては、法律なり予算措置なり、そういう形になつて現れてくるわけでございます。その最初の現われとして公有林野等官行造林法廃止という問題が出てきたわけでございますが、その際に、私どものいいとする点をいろいろ述べ、主務官庁でありますところの林野庁のお考えをたしましたところ、林野庁としては、この了解事項にありますようになお考えで今後の公有林野の問題を考えていくんだ、こういうお話でございまして、そのうちでございまして、私どもとしては、この点を明確に文書にした次第でございます。

○有馬(總)委員 行政府が口先でいい

かげんなことを言つてもらつては困る。あなたは基本問題調査会の答申を尊重すると言つけれども、その答申の内容と違つた覚書をあなた方は交換している。それについてあなた方は責任を持つておるのか。あえて基本問題調査会の答申を尊重するんだと言ひながらも、内容は違つけれども、ちゃんとあなた方は十分な話し合いをやつて、そしてその覚書を交換してゐるんだから、その覚書についてはこれを実行する責任がある。どつちか一方が廃棄されなければならぬ。尊重すると言ひながら、尊重してないじゃないですか。その点どうなんですか。いま一度明確な答弁をお願いします。

○岸説明員 私どももいたしましては、公有林野につきましては、地方公共団体の立場というものを尊重いたしまして、その自主性を高め、またその森林経営能力を向上する、こういう方向でやつていただきたいと思つ、これに對しまして林野庁としてはどういふお考えであるかというのを、私どもは繰り返しお尋ねしたわけでございます。それにつきまして、林野庁としては、全くその通りであつて、基本的にそういう考えで今後の公有林野政策を進めて参りたい、こういうお話であつたわけでありまして、それでは農業基本問題調査会の答申と矛盾するではないかということも、御指摘を待つまでもなく、私どももいたしまして問題にいたしましたわけでございますが、その点につきましては、答申の幅の中においてこういう政策はとれるのだ、こういう林野庁の方のお話でございましたので、その点を明確にいたしました次第でございます。

○有馬(總)委員 林野庁もけしからぬけれども、あなた方が林野庁に責任を転嫁するのはなほおけしからぬ。幅の中でなんというふうな言葉は何ですか。まるつきり違つてゐるものを、幅の中だけで解釈してゐる、そういう態度で行政をやつてゐるは困る。同じですか。幅の中で解釈できることですか。基本問題調査会の答申と、あなた方が交換した覚書と幅の中で一緒のグループの中に入ることですか。御答弁願ひます。

○岸説明員 その点は、私どもも当初は非常に問題にし、疑問にしたわけでございます。林野庁の方のお考えといたしまして、公有林野につきましては、こういう政策をとつて参るのだ、こういう繰り返しのお話でございまして、私どもはその線でお願ひしたわけでございます。

○有馬(總)委員 あなたのところも一つの省なんですよ。責任官庁なんですよ。よき様かどう言つたからといって、林野庁がどう言つたからといって、納得のいかないものでも、あなた方はただ判を押しただけではない。覚書をあなたの方の責任において林野庁と取りかわしてゐるのです。今みたいな答弁では納得いきません。明確に下さい。あなたで答弁できないければ大臣からその点についてはつきりさせて下さい。答弁ありますか。それともあの覚書は取り消しますか。

○岸説明員 私どもとしては覚書は取り消す意図はございません。繰り返し申し上げることになるわけでございますけれども、自治省といたしましては、地方公共団体の立場を十分に尊重いたしまして、そこに述べられており

ますような方向で今後の公有林野政策をやつていただくことを希望してゐるわけでございます。しかしながら、主務官庁はあくまでも林野庁でございます。その林野庁が別の政策をおとすことになることになれば、これはそこで調整が必要になつても参るわけでございますが、私どもの希望と林野庁がとおりになる御方針とが一致したわけでございますので、その点を確認するために文書にしたわけでございます。

○有馬(總)委員 あなた方が地方自治体のために粉骨砕身しておる事実については十分承知いたしております。しかし、すつ裸になつて何でもやつていいんだということ、粉骨砕身という意味はちよつと違ふんです。あなた方は町の人は違ふんです。大事な行政についての責任を持っておるわけですよ。それが今みたいないかにげんなことをやつてもらつたのでは、行政全般についてあなた方にまかせておくわけにはいきません。今みたいな答弁では納得がいきませんから、この問題については責任ある方から再度問題を明らかにして、覚書は廃棄する覚書はありますか。という答弁でありましたが、それならば、基本問題調査会の答申は私たちが軽視いたしますというのを言うか、どちらかはつきりさせてほしい。

○川俣委員 関連して。自治省の行政課長にお尋ねいたしておきますが、ただいまの答申中に、公有林、官行造林を持つております自治体に損害を与えない意味でこの契約を結んだ、こういうことでございまして、この公有林野等官行造林法が廃止

になるといふことは、既存の契約を解消するといふお含みでの御答弁でございませうか。既存の契約を解消するといふことにも同意を与えたといふことになるのでございませうか。その点を明らかにしてほしいと思ひます。

○岸説明員 この公有林野等官行造林法が廃止されます前に地方公共団体との間に締結された契約につきましては、なお従前の例によることになつておりまして、それを廃止するといふ趣旨はございません。将来の問題として考へておるわけでございます。

○川俣委員 従来の契約、――あなたは御存じないのではないですか。この造林計画というものは、御承知のように、一年や二年、三年で植え付けられるものではございません。五年、十年という長きにわたつて植林が行なわれるわけですよ。契約を始めてまだ一年か二年よりたつていないところもあるわけですよ。これが解約になりますと、すでに地上権を設定し、そういう町村計画が立つてゐるわけですよ。それが解約になるといふことは重大な影響を与えるというふうにお考えにならないかどうか。あたりまえと考へてゐるか、影響がないと考へたか、与えたと考へたか、その点明確にしたい。

○岸説明員 従来の公有林野等官行造林法に基づく契約は解約にならない、こういう前提で私どもは了解しておるわけでございます。

○川俣委員 その点はつきりしてゐるのですか。今のあなたの答弁でよろしゅうございませうか。自治省代表としての答弁と理解してよろしゅうございませうか。この点はつきりしてはしい。今あなたの答弁なされたことは、あ

なわれておるわけであります。その時点におきまして一般的に売買されております価格というものをどこまでももとにして売り払っていかなければいかぬということとは当然のことのように考へておるのであります。これを故意に一割とか二割引き下げるといふうなことは、これはやはり重大な法律上の問題として考へていかなければいかぬわけでありまして、われわれとしては、現状においては時価を基準にして売り払っていきたいといふふうに考へております。

○有馬 護 委員　造林量についても伐採量についても、長官の権限でできるのじゃないですか。その点……。

○山崎政府委員　伐採量につきましては



ヒノキとか針葉樹の場合だけでけつて  
ります。

○石坂参考人 ただいまのお尋ねは、  
山元価格と新宮に出たときの市場価格  
との差がどれくらいあるかということ  
ですか。

○有馬(經)委員 そうではなくて、素  
材価格並びに新宮での価格が林道がで  
きたことによつてどのような変動が  
あったか。

○石坂参考人 林道開設前と後の素材  
の価格の差ですか。

○有馬(經)委員 そういふことです。  
○石坂参考人 それは精細な調査をい  
たしたものが手元にありませんが、前  
とあとでは石当たり五百円くらいのも  
のじゃなからうか、こういう見当をし  
ておきます。

○有馬(經)委員 あすさらに、今度四  
十年間の官行造林が廃止になりまして  
開発公団が事業をやろうとするについ  
て、現在までの契約なり、あるいは計  
画の変更なり、いろいろな点が熊野に  
おいても見られるわけでありまして、  
その計画変更の理由なり、あるいはま  
た現在の森林開発公団の従業員百五十  
名くらいでこの重大な事業ができるの  
かどうか、こういう視野から御質問を  
申し上げたいと思いますので、そうい  
う点で御準備をいただきたいと思いま  
す。

○角屋委員 この際、誤解があつては  
いけないと思いますので、一言冒頭に  
申し上げたいのです。午前中から自治  
省と林野庁との間の了解事項の問題に  
ついて私も追及して参りましたが、こ  
れは、了解事項の中身がわれわれの  
考へておる線から見て実態に即してお  
るとか即してないとかいふことで言つ

ているのではなくて、午前来申し上げ  
ておりますように、農林漁業基本問題  
調査会を出しておる林業の基本問題の  
答申の線から見て問題があるという点  
を追及いたしておるわけでありませ  
う。その点は、質問の過程で十分詳細に御  
承知の方は別として、誤解があつては  
いけないので、まずこのことを申し上げ  
ておきたいと思ひます。

そこで、先ほど川俣委員が関連質問  
をした点にも関係があるわけですから  
ども、先ほど自治省の行政課長は、従  
来の契約分については今後とも従前の  
例によつてそれは生きておるのだとい  
うことでもあります。御承知の通り、昭  
和三十六年度の予算においては、これ  
からの水源造林は公団がまゐる実施  
をするという予算内容になっておるま  
して、かねてから昭和三十五年度の場  
合でも官行造林事業についてはそれな  
りの予算が組まれておつた点が全然そ  
ろに相違ない点では、御承知かと思  
ひます。そういう点では、三十六年度以降  
においては厳密に言つて契約は継続す  
る形にならない。公団が新しく行なう  
ことに相違ないのであつて、この点は私  
は林野庁と自治省との間に根本的に食  
ひ違ひが起つておると思ひますので、  
その点をまずお伺ひをいたしたいと思  
ひます。

○岸説明員 私どもの方は、主務官庁  
ではございませんで、協議のございま  
したところの法律案の条文に照らし  
まして法律の解釈としていろいろ意見  
を述べ、おのずからこういう立場に  
相なるわけでございますが、その点に  
つきまして、私も先ほど申しまし  
した公有林野等官行造林法を廃止する  
法律の附則第二項におきまして、「こ

の法律の施行前に公有林野等官行造林  
法に基づき締結された契約について  
は、同法は、なおその効力を有する。  
」という保証の規定がございまして、従  
来、それを根拠にいたしまして、従来  
の契約は廃約になるものではない、こ  
ういふふうな了解しているわけでは  
ございませう。ただ、今承るところによ  
りますと、契約のうちすでに造林済み  
のものについてはもちろん問題がなく従  
来通り参りますけれども、造林未済の  
ものにつきましては、法律の廃止によ  
つて自動的に取り上げるとかあるのは失  
効するとかそういう問題ではなくて、  
当事者の話し合いによつて公団の方へ  
切りかえていく、こういう取り扱いを  
されるという林野庁のお話のようであ  
ります。そういうことでございませう  
れば、これは話し合ひでございませう  
が、私どもは理解しておりました線が  
必ずしも百パーセント正確であつたと  
は申せませんけれども、その趣旨にお  
いては私どもの考へておりましたこと  
と隔たつたものではない、かように理  
解するものでございませう。

○角屋委員 すでに四月に入つて、こ  
の二法案は実施の段階に入つておるわ  
けです。実際問題として、新植の植  
えつけの時期は全国的には少々地域的  
な差はありますけれども、この問題の  
関係する町村としては、どういふふうな  
関係にしろ、とにかく早期に見通しを  
立ててもらわなければならぬ、こうい  
うことであらうと考へるのです。そこ  
で、私も率直に言つて、四十年間の  
歴史を持つてきた公有林野等官行造林  
法をこの際一挙に廃止をして、そして  
新しく森林開発公団にやらせるという  
ふうな形のもの、三月三十一日でビ

リオドを打つて四月以降はすっぱり新  
しく切りかえていくという甘い観測  
に基づいて立てた林野庁自身にやはり  
大きな見通しの誤りがあると思ひま  
す。御承知の通り、国会の審議は、前  
年の十二月に召集はいたしますけれど  
も、すぐ休会になる。休会明けの国会  
が一月の下旬から通常始まつて、二  
月中は予算の審議に重要な関係は取ら  
れる。実際の法案の審議は三月以降に  
なる場合が多い。そういう中で、今度  
の国会のように多数の農林水産関係の  
法律が山積をして出てくる。こういう状  
況等についてはあらかじめわかつてお  
る問題であるし、また、四十年の歴史  
を持つてこの問題について、私が午前  
の冒頭に申し上げましたように、今日  
なお根強く地方自治団体の官行造林  
の継続の要請というものが出ておる経  
緯から見て、この問題の判断というも  
のについて林野当局は非常に甘い観測  
のもとに出発をしたのではないかと  
も、すでに法案の審議がまだ衆議  
院の段階で審議されておる、これがど  
ういふ結着を見ることが出来るかは  
今後の相談に待たなければならませ  
んけれども、さらに参議院の審議等を  
計算に入れて参りますと、これは仕事  
の第一線においてはやはり相当な支障が起  
くることは間違いない。この支障が起  
くる責任は、やはりこれを企画立案した  
林野庁それ自身にあると私は言わざ  
るを得ないかと思ひます。そこで、こ  
の法律の、三月三十一日で廃止にな  
つて四月一日以降始まるというのを、法  
文の単なる書きかえではなくて、少  
なくとも政府自身、この法案を提案  
した責任から申しますならば、今日の  
段階においては、やはり、今御質問上

げました既契約分で新しく森林開発公  
団に切りかえるつもり分については  
いまだ由に浮いておる、こういう問題  
ももちろんあるし、従つて、今日の  
時点では、根本的にこの二法案の取  
扱ひの問題について再検討して出直  
すということが必要ではないか。そし  
て、なるべく早い機会に、閣議を作  
らない形での問題を処理する、こう  
いふことが必要な段階に来ておるの  
じゃないかと思ひますが、その点につ  
いて長官の御見解を承りたいと思ひ  
ます。

○山崎政府委員 お説の通り、この四  
月の造林を前提といたしまして制度の  
切りかえといふことを考へたわけであ  
りまして、林野庁といたしましては  
も、できるだけ早くこの法律を国会に  
提出し御審議を願ふという考へ方であ  
るに對しては参つたのであります。し  
かしながら四月に入つたという経緯で  
あるのではありません。われわれとい  
は、この法案の審議をできるだけ  
早くお願いいたしまして、成立の晩  
にはこの切りかえ等の措置も支障のな  
いようになつて全力をあげて現実の問  
題に取組んで参りたいというように考  
へておる次第であります。

○角屋委員 ただいまの点は、抽象的  
な話ではなくして、具体的に法案の今後  
の処理というのにはまだ相当期間衆参  
院を含めるとかかる。そういう問題に  
関連をして、林野庁として考へてお  
る考へ方といふものをもう少し具体的に  
明らかにしてもらいたい。

○山崎政府委員 先ほどお話し申し上  
げます通り、この法案の成立というこ  
とをわれわれとしては期待いたしてお  
るわけでありまして、現地の関係にも

員が増加しなければいけませんという問題がここにあるわけであります。担当区等の組織というものにいたしまして、ここ二十年あるいは三十年の間、やはりそういう仕事が継続するわけでありまして、われわれとしてそれを廃止するとかいうようなことは今全然考えていないというふうな考え方があります。

また、作業員等につきまして、これに従事しております常用作業員、定期作業員、月雇い作業員という種類がそれぞれあるわけであります。これらの人々につきまして、先ほど申し上げましたように、伐採量の増加という面に伴う人の増加もわれわれとして考えていかなければいかぬという問題がありますのと、それから、新植はもちろんです。三十三年度から中止するといつしま

しても、既往の官行造林地に対する手入れ、維持管理というような問題が今後とも継続して残るわけでありまして、そういう面の仕事をやっていただくということ、そのほかに、やはり、買い入れた保安林あるいは買い入れた国有林、あるいは既往の国有林等におきまして、造林事業等を中心にする事業量の増加、並びに、今後の木材需給に対応していくというために、既往の

造林地につきましても、手入れ等を質的に向上して参ると申しますが、手入れの回数を増加しなければいかにぬというふうな事態に現在あるわけでありまして、そういう既存の官行造林地の仕事、既存の国有林あるいは買入れた国有林等の造林経営等の仕事、こういうものを通じて、既往の労働者等は、首を切ると申しますか、そういうことをしないで、従来通りの雇用条

件のもとに雇用して参りたいというふうに考へておる次第であります。また、それが十分可能であると確信いたしております。

従来から官行造林関係に關係しておる職員、あるいはまた常用作業員、定期作業員等、林野に直接籍を持つ關係の人々、さらにこの方面の新補植なり保育なりで關係して働いてゐる方々を含めて、雇用の問題はどの辺のところまで林野庁としては責任を持つてやられるのかという意味で言つたわけであり

も、機械導入の問題等について、今日の現状あるいは今後の方針なんかをこの際承りたいと思ひます。

す。特に造林事業におきましては機械化が非常に進んでないというふうな段階にもありますので、地ごしらえ等の仕事におきまして機械化を積極的に行つて参りたいというふうに考へておる次第であります。しかしながら、この機械化ということと諸負等の導入ということは別の問題であるのでありまして、私たちがいたしましては、この機械化をし、既往の国有林で働いておられた方々に機械を操作する技術というものも十分身につけていただきまして、その事業に長く従事していただき、また、現在の労務事情から考へましても、あるいは国有林が本来の事業をうまくやつていくという面からいたしましても、事業の増大等と関連いたしまして、労務の長期雇用と申しますが、安定化をはかつていかなければならぬという趣旨に基づいて今後の雇用に対処して参りたいと考へております。

ついでどういうふうに考へておられるか、お伺いしたい。

○角屋委員 たいだいの二法案がかりに実施されます場合の今後の雇用關係については、他に十分消化ができる、あるいはまた、当面、営林署、担当区の統廃合というものは仕事の現況から起つておらない、將來ともにこれらの統廃合ということはずっと起り得ない、こゝろにふりかへてお話しになつたように思ふのですが、その通り理解してよろしいのですか。

○山崎政府委員 お説の通りであります。

○山崎政府委員 林野庁として第一義的に考へておられますのは、三十五年度におきまして常用作業員、定期作業員、日雇いの作業員というふうな林野庁と雇用關係というものが従来から継続しておつた人々を対象にいたしまして、これらの方々を今後とも継続して、国有林として条件、期間等の変更なしに使つていくということを申し上げたわけでありまして、これに關係のないと申しますか、従来国有林と直接關係のない労働者の人々につきましては、これはまた別の問題として考へていかなければならぬと考へておられます。

○角屋委員 この際林野庁長官にお伺いしたいのですが、山林労働者の需給状況というものは、今後の経済全体の伸展の中で十分需要を満たす見通しがあるのか、あるいは経済の発展の中で農山村から都市等への流入等の形の中で今後相当な逼迫していくという判断の上に立たれておるか。これは、単に国有林野事業ばかりを言つておるのではなく、午前米言つておる森林の生産政策、あるいは構造改善政策というふうなものとも見合つて、今後の林業の基本問題の答申の中に労働対策というものがやはり相当強調されておるという判断をしておるのですが、そういう問題の今後の見通しというものは

○山崎政府委員 お説の通り、最近におきましては、林業のみでなく、農業等の部門におきましても労働力の不足というふうな問題が現れつつあるように思ふのであります。従ひまして、林業の部門におきましても、今後国有林、民有林を通じて雇用量は増大するという方向にある、このように思ふのであります。逆にこの山林労働者はむしろ減少する方向に動くのではなからうかというふうに考へざるを得ないと思つておるのであります。また、一面、御存じの通り、従来製炭その他で二百萬トンあるいはそれを越すようなものが生産されておつたのであります。ところが、燃料消費の変化というふうな面からいたしまして、現在におきましては百七十萬トン程度に減少して参つた。こゝろにいたるところでまた山村におきまして労働の消費の場所がやや減少する、これらに働いておりました方々の労働の場を考へなければいかぬという問題もあるわけでありまして、これを総合いたしまして、やはり今後の林業労働力というものは樂觀を許さない、方向としてはむしろ減少の方向に進むのではなからうかというふうな判断としては見ておるのであります。従ひまして、国有林、民有林を問わず、この機械化というものを進めま

○山崎政府委員 それらの人々が、どういうふうな転換といふか変化するかというふうにお話であらうと思ひますが、先ほど申し上げました通り、これらの人々についても、林野庁といたしましては、従来のように国有林の労働者ということで、その雇用条件等の変化なしに、国有林本来の仕事、並びに既往の官行造林地の手入れとか伐採のための調査とかいふ面に雇用していくという考へ方でありまして、従ひまして、申し上げました通り、賃金が下がるとか、あるいは雇用期間が短くなるとかいふふうな問題は起らないといふようにお含み願ひたいと思ひます。

○角屋委員 私が伺ひたい趣旨は、

○山崎政府委員 最近国有林野の経営の面で請負の導入というふうな問題が御承知のように具体的に出来ておるわけですが、国有林野事業の経営方式として、直営あるいは請負というふうなもの相互の調整を今日までどういうふうに行つてきているか、また、これからどういふふうな運営をしていかれるか。さらにまた、山の關係においても、機械化の問題等最近は相当取り入れるという傾向にあるのですけれど

○角屋委員 この際林野庁長官にお伺いしたいのですが、山林労働者の需給状況というものは、今後の経済全体の伸展の中で十分需要を満たす見通しがあるのか、あるいは経済の発展の中で農山村から都市等への流入等の形の中で今後相当な逼迫していくという判断の上に立たれておるか。これは、単に国有林野事業ばかりを言つておるのではなく、午前米言つておる森林の生産政策、あるいは構造改善政策というふうなものとも見合つて、今後の林業の基本問題の答申の中に労働対策というものがやはり相当強調されておるという判断をしておるのですが、そういう問題の今後の見通しというものは

○山崎政府委員 お説の通り、最近におきましては、林業のみでなく、農業等の部門におきましても労働力の不足というふうな問題が現れつつあるように思ふのであります。従ひまして、林業の部門におきましても、今後国有林、民有林を通じて雇用量は増大するという方向にある、このように思ふのであります。逆にこの山林労働者はむしろ減少する方向に動くのではなからうかというふうに考へざるを得ないと思つておるのであります。また、一面、御存じの通り、従来製炭その他で二百萬トンあるいはそれを越すようなものが生産されておつたのであります。ところが、燃料消費の変化というふうな面からいたしまして、現在におきましては百七十萬トン程度に減少して参つた。こゝろにいたるところでまた山村におきまして労働の消費の場所がやや減少する、これらに働いておりました方々の労働の場を考へなければいかぬという問題もあるわけでありまして、これを総合いたしまして、やはり今後の林業労働力というものは樂觀を許さない、方向としてはむしろ減少の方向に進むのではなからうかというふうな判断としては見ておるのであります。従ひまして、国有林、民有林を問わず、この機械化というものを進めま

○角屋委員 私ども、選挙区あたりでも、山間部に入りますと、国有林の労働者はかなりでなしに、特に零細な山林所有等のもので働いておる民間の山林労働者の賃金、労働条件、雇用条件、こういうふうなものを見ていると、きわめて劣悪な条件のもとに働いている、しかもきわめて不安定な条件のもとにある、こういう実態をつまびらかに私どもも承知しておるわけです。今長官に今後の山林労働者の雇用の展望というところをお伺いしますと、これは経済の発展との見合いの中での問題でありますけれども、やはり相当窮乏をしていく。長官の言葉をもちてすれば、樂觀を許さない、こういうお話をされたわけでありましたが、それならば、長官も、先ほど使われたように、労働固定化の必要ということは認めておられる。しかし、今日国有林野事業に働いている方々が営林署の段階あるいは営林局の段階で優先雇用の問題についてあらかじめきちんとしておこうじゃないかという点については、林野庁当局の方でそれにオーケーを与えない。つまり、そういう方向については好ましくないという形で処理してきているのではないかという感じが率直に言っているわけでありました。いわゆる雇用関係の展望なり、あるいは国有林野事業が全体の需要関係の中で今後相当大きな役割を果たさうという考えから言っても、山で働いておる人々の雇用の安定、労働条件の改善なり給与の問題等を含めて、優先雇用の問題についてよろしいということではな林野当局が積極的の営林局長を指導なさらないのか、その真意はどこにあるのか、お伺いしたいと思います。

○山崎政府委員 御存じの通り、国の事業でありますので、予算制度を前提にいたしてこの国有林の仕事もやっておるわけでありました。従いまして、優先雇用というふうな問題を、いわゆる団体交渉の交渉事項として協約を結んでいくというふうなところには本質的な問題があるように思っておりますが、実質的には、その前年度働いていた人々、次の年も来ていたのだいて、条件その他もそう変化なしに安定して働いていただくというところは、われわれも非常に望んでおるところであります。そういう線とそれとを個々の営林局署にもわれわれとしては十分話して、その線に沿った行き方をしてもらうつもりでおるのであります。従来もそういう方向でこの問題を考えて参ったのであります。

○角屋委員 優先雇用の採用による労働の固定化そのものには反対はないのです。

○山崎政府委員 先ほど申し上げました固定化といふのは、現在、御存じの通り、雇用の区分が、常用、定期、月雇いというふうな方法になつておるのであります。今後の事情を総合いたしまして、われわれといたしましては、その定期なりあるいは月雇いというふうな人々を、事業量の質的な向上、量的な増大という点と歩調をそろえながら、常用という形に直していく、引き上げていくという方向をとらなければならぬというものが、私たちの今後とるべき方策だ、方向だというふうに考えておる次第であります。

○角屋委員 さつき長官のお話の中に、協約の中でそういうふうなことをお互いに認め合うことについては問題

があると言われた。その問題があるという意味はどういうことですか。

○山崎政府委員 今お話し申し上げました通り、国の事業というものは予算というものの制約を受けて実施いたしておるわけでありまして、予算等の成立というところをともなひとして雇用の計画その他のものが成り立つというものが、役所、国のやる仕事としての本質であらうと思つております。そういうものの決定、成立を待たないで優先雇用するといふふうな協約を結ぶというところには本質的な問題があるというところをお話し申し上げたわけでありました。ただ、実質は、前年度働いていた人々というふうな方々に次の年もまた来て働いていただく、これが技術の向上も期待できるわけでありまして、われわれとしては現実にはそういうことを考えて進めていきたいというふうなことを考えておるわけでありました。

○角屋委員 今日問題になつております官行造林の約四十年にわたる過去の実績の問題に入つてお尋ねいたしましたと思ひますが、いただきました資料によりますと、官行造林の面積の実績は、昭和三十五年度の見込みを加えて約三十一万ヘクタール、こういうこととあります。その官行造林の契約の実態調査を見ても、従来は百町歩以上の率が相対的には比較的高くて、これが四七・五、五十一町から百町が三〇・〇、十一町から五十町が二三・〇、十町以下は比較的低い、こういうふうな形で三十一万ヘクタールの官行造林が今日まで実施をされた。過去三十四年までの売り払い実績は約六十五億円、こういうふうに相なつております。

が、第三番目の官行造林の売り払い実績、それから第四項の官行造林費の支出実績、この第四項の支出実績は約九十二億四千万円になつております。これは大正九年から実施をしておるが、第三項、第四項は、今日の時間は一応換算して考えてみると、一体どういふことになつておりますか。

○山崎政府委員 これを時価にどういふふうに直すかという点が非常に問題点であります。これは、実は、一昨年であります。岩手県内に官行造林を行ないました具体的な場所につきまして、一体どういふふうになるだろうかというところを調査してもらつたのであります。それが、それによりますと、面積七一・二ヘクタールのところは大正十一年から植えて大正十二年には植栽が終つたところを選びまして、現在の価格に直しましてどうなるだろうかというふうな点を調査を願つたのであります。これによりますと、一町歩当たりの収入額が約三十万円程度になるように見えておるのであります。これは二十七年から三十一年度伐採の終つたところでありまして、その実績をもとにして計算するとどうなるのであります。これは官収分でありまして、トータルの売り払い代は一町歩約六十万円ということになるわけでありまして、これの利回りの計算を、その三十一年度の時点におきまして投資したものに換算いたしまして計算いたしておるのであります。投下したものが年に複利計算で六分五厘程度に回るといふふうな考えました場合に大体この収入額に見合ふのじやなかろうかといふふうな計算になつておるのであります。

す。で、この山は、造林はアカマツが六〇％、杉が四〇％というふうなところでありまして、造林成績としては、アカマツは大体中くらいの成績、杉は比較的良好というふうなところであるのであります。昭和二十七年から伐採が始まりまして三十一年度に完了したという個所の実績であるのであります。

○角屋委員 長官の今の数字は間違つていませんか。一町歩三十万円とかなんとかいうことは。

○山崎政府委員 先ほど申し上げました二十九万九千円といふのは、この売り払い額の半分といふことであります。で、この売り払いのこの山からのトータルの金額を一町歩当たり直しますと、倍の約六十万円となるというふうにお含み願ひたいと思ひます。

○角屋委員 時価換算という点は、これは、官行造林のいわば収益率といひますか、あるいは実際に投資をし、そして国並びに関係市町村で分収をやつたわけでありまして、そういう点で実効果といひますか、そういう点で実効果といひましたわけですが、四十周年記念を先般やられたやに聞いておりますが、どうも、科学的分析という点は、岩手でちよつとやつた先例を引かれましては、そういう点は、基本問題の答申あたりでも、統計的な面あるいは試験研究部面、いろいろな面について今後やはり十分考えていかなければならぬじゃないかという一翼として、これだけの相当大きな仕事をやってきて今日四十周年もやるよにならば、もつと基本的に科学的な分析がなされてしかるべきだといふ感じが率直に言つておるわけでありました。

そこで、今後官行造林が主伐期に入ると、もちろん間伐等もやるわけですが、これも、これが三十六年以降四十四年までに五百七億九千七百四十二万二千円、こういう売り払い計画に相なっておるわけですね。さらに、注の二として、「昭和四十五年以降は昭和四十四年と同量程度の売り払い計画である。」、こういうふうになっておりますが、従来官行造林で実施してきた部分で、主伐、間伐を合わせて、新規の分は除きまして、これまでの分については時価換算で総額どれだけに上っておると判断しておられますか。

○山崎政府委員 間伐、主伐を合わせまして、お手元に提出しました資料の三ページにござりますように、これは二十三年あたりから三十四年まででありまして、三十五年度を入れますと、材積にいたしまして四百三十九万立方メートルということになるものであります。その金額は、これの機械的な集計では九十一億三千五百九十万円と相なるのであります。これが時価と申しますか、現在の時点における価格はどれだけのものだろうかという御質問であらうかと思いますが、最近におきます平均いたしました一立方メートル当たりの価格というものは約三千円程度のものであるように思ふのでありまして、それからいたしますと、これを時価に直しますと九十一億というものが百三十億くらいに相なるかと考えるのであります。

○角屋委員 ちょっと今の点はつきり理解ができなかったのですが、今後の官行造林の売り払い計画の昭和四十四年度までの合計は五百七億円に相なっておりますが、ただいま申され

た数字との関係はどういうふうに理解したらよろしいのですか。

○山崎政府委員 ただいまお話ししましたのは三十五年度までの売り払いを申し上げたのであります。四十五年以降は約三十年間くらいにわたりますので売り払い金額六十四億程度のものでさらに継続するというふうにお含み願いたいと思ひます。

○角屋委員 新しいこれからの二十三万ヘクタール近くのものを従来通り国有林事業でこれをそのままにやっていると、この場合に、先ほど、今日までの直接関係者の点については定員内の正規の者で五百名近くの者をあげられたわけですね。実際にどの程度の人員を必要とするというふうな判断をされておるか、私ども資料でもらつておるのでは約千名程度というふうに書いてあつたと思ひますが。

○山崎政府委員 この資料で提出しました通り、千六十名くらいの者が必要だというふうに考えております。

○角屋委員 公団の理事長にお伺いをいたしたいのです。

午前中にもお伺いをしたわけでありまして、森林開発公団の現在人員百三十八名を、新しい法改正がなる場合においては百七十四名くらいに増員をして、一方では公団林道の維持管理をやり、あるいは関連林道の関係の仕事もやり、水源林造林には百七十四名中六十三名が直接これに当たり、そのほか共通事業関係の人員も配置をするわけですが、これは、今後九年間実施をする場合に、おおむねこの人員でいられるというふうな考えかたなのか、あるいはまた、相当程度人数がふえるということが予想されるのか、その辺のところはどういうふうにお考えですか。

○石坂参考人 ただいまお手元に出してあります数字は初年度の人員の予定でありまして、次年度以降、植栽面積、あるいはまたすでに植栽いたしたものの手入れなり何なりで、だんだん事業量がふえるに従ひましてやばり所要の人員はふやしていただかなければならぬだろう、こういうふうにお考えしております。それはもちろんその際になりましたら認めいただければと考へております。

○角屋委員 大体ピークの時期として一応どれくらいのものをお考えおられるのですか。

○石坂参考人 大体ピークと考へられますのは昭和四十三年と予想しておりますが、その時分に二百八十名くらいの方が要る、こういう予定でござります。

○角屋委員 公団は、単に、政府の金を支出してもらつた、その金に基づいて出資者になり、別個に造林者があつてあるいは土地所有者がある、こういう関係で三者契約、あるいはまた造林者と所有者とが同じである場合の二者契約、こういうふうな形でやられる。単に公団が出資をし、実際上の仕事は他のものがやるといふ形の場合に大体二百数十人。従来のような官行造林の形式でやる場合に大体千名前後で、この場合は、御承知の通り、造林もやり、あるいは維持管理もやつていくという責任を負う形においての構想というところに相なると思ひます。そうすると、結局、かりに公団が九年間こういう形で相当な人数を使つてやる場合と、国有林事業の従来の方でやる場合との

経済勘定といふか、そういう場合の経済上の判断をされてやられたのか、あるいは、そうでなくて、午前中に聞いておりましたように、公団の仕事もほつぽつなくなつてきた、この際新しく公団にも官行造林関係の仕事を与えてというふうなことで出発をされたのか、その辺の関係をどう考へておられますか。

○山崎政府委員 先ほど申し上げました千六十名というものは、現在定員としております五百八名にプラスいたしました千六十名が必要だという考え方にして千六十名が必要だという考え方にしておるものでござります。五町歩以上あるいは十町歩未満というふうな非常に小規模な団地というものが奥地地帯に分散して点在するといふふうな観点からいたしまして、今後この事業というものをよりよく実行していくためには、やはり、土地所有者、地元の市町村等の造林能力というものを十分に活用し、かつまた市町村有林等の経営という面から申し上げまして、自主的な経営といふものに市町村もどうして進んでいただくか、これはいかぬといふふうな見地からこの問題を考へたわけでありまして、経済的に考へまして、造林事業といふものの本質的な面からいたしまして、地方のそれぞれの所有者、特に市町村等が、その市町村におります地元の方というふうなものを活用してやつていくといふことが、造林事業といふものの本質的な面に非常にプラスするものではないか、それが最も実態に適合するものという考え方に基づきまして、このものを考へた次第であります。

○角屋委員 官行造林の形でやる場合、あるいは公団方式でやる場合とい

うのは、単なる形式論の問題ばかりが問題になるわけではありませんが、一体、林野庁で考へておる、かりにこの形で九年間に二十三万ヘクタールの水源造林をやつたとする。そうすると、これは途中で間伐をやりますけれども、主伐期までには約四十年くらいは想定しなければならぬ。そうすると、造林関係の仕事といふか、要するに二十三万町歩の仕事が終わつたあと、公団はこれを縮小して、そうして管理的なものだけを残して、あとのいわゆる分収歩合に基づく最後の金を処理するまでを継続する、こういう形の将来の展望を考へておられるのか、またそうしなければ仕事が終わつたといふことで新しい仕事を見つけて公団の延命を考へてやろうといふのか、そういう食いつなぎの形で九年間は続ける、次の九年間はまた考へなければい、こういうことなのか。仕事をやつたあとの問題を今の段階でどういうふうにお考へておられるのか。

○山崎政府委員 公団の仕事につきましては、いわゆる公団の延命策といふふうなことを前提にいたしまして考へておるわけではないのであります。この公団という機構、国の機関といふものが中に入りまして、せひともやるといふことが本質的に望ましいといふ仕事を考へてこの水源林造林というものをやることに予定したわけであるのでござります。この二十三万二千町歩の造林が終わりました場合には、お説の通り、公団が既往の造林しましたものの維持管理あるいは間伐、主伐等の伐採に伴う収入金の処理というふうな問題に筋としてはとどまるというところは

当然のことだろうと思つたのでございませう。

○角屋委員 今のようなお話からしますと、今まで四十年近くやってきた仕事を暫定的に公団にやらせるけれども、公団の陣容も建前としては九年間で終わって、あとは維持管理と分収の処理だけだ、当面こういうふうな見通しに立ってやる。山の仕事というものは、やはり、長い期間、天災もあれば、火災もあれば、病虫害もあれば、いろんな紆余曲折の中で最終的な分収の売り上げのところに持っていくかなければならぬ。今日営林局を通じてやって参りました約十万人近い職員なり従業員等の体制でこの問題をやっていく場合と、今のような公団に移して九年間の寿命でこれをやらせる、あとの問題は一部もろん残りますけれども、そういう形でやる場合と、長い林野政策の運営の問題としていづれがいいのか。先ほどお聞きしましたように、いわゆる山間部における林業労働者という問題については、やはり将来の見通しとしては必ずしも樂觀を許さぬという問題等もあわせ考へるならば、しかもまた午前中から触れて参りました例の了解事項の問題、おそらくこの問題の法案を考えた当初の段階では、単に森林開発公団の延命策の問題ばかりでなしに、公有林野政策の今後の変貌の問題、あるいは分収歩合等についても、従来のフイティ・フイティを変えていくという見解に立った答申等も出てきておるので、この際官行造林法を廃止して公団に移して、ワン・クッション設けて、いづれはそういう地代額等について修正を行なうという、こういう考え方が底流として

あつたのだらうと判断する。ところが、自治省と話し合ひ、県、市町村等と話し合つてくると、従来の公有林野政策というものを變更することがなかなか至難である、従つて、当面の段階では、切りかえるためには、お互いに話し合ひ、妥協しなければならぬ、こういう点から、従来の官行造林でとってきた線と当面大きく修正しないような形で妥協した、こういうふうな相なつておるかと思ふ。あの覺書の線でいくならば、私は、この際これからの長期の林野政策の中では、こういう考え方を排して、従来の考え方では正しなればならぬ点があるならば是正することはけつこうだと思ふが、もつと従来の考え方に戻つて再検討することもある必要はないかと思ふのですが、その点いかがです。

○山崎政府委員 公有林の政策につきましては、公有林経営というものを自主的に進めたい、それを向上させていくというのを林野庁として主眼に置いておるわけでありまして、昭和三十六年度をもちまして一巡いたします公有林の経営計画編成という仕事を實施いたしておるのであります。これは、国と県とが経営計画の編成につきましての全額の経費を負担いたしました、市町村がその森林の現実に応じてどういふふうな経営をしていった方がいのかというのを前提にして経営計画を編成するという仕事で、三十六年度をもつて全市町村に一巡するといふ段階に来ておるのであります。また、林野庁にいたしまして、やはり市町村が特にその森林等につきまはしては自主的な経営を行なつてもらわなければいかぬ、それがまた望ましいとい

い見地に立ちまして、両三年来農林漁業金融公庫を通じて長期据え置きの融資制度も開始いたしておるのであります、こういう点からいたしまして、公有林の造林は相当急激に伸びて参つたのであります。昭和三十年あるいは三十二年におきましては、市町村の行ないます造林は二万町歩ないし二万町歩強が年々行なわれたのであります、最近におきましてはそれが四万五千町歩あるいは五万町歩といふうな線に相なろうという段階に来ておるのであります。これを国有林について比較いたしてみますと、国有林におきましては約八万町歩という面積を持つておるのであります。これに對します造林面積が八万町歩強でありまして、全面積の一割弱を年々造林しておるといふ形であるのであります。市町村有林につきましては、二百七十万町歩程度は市町村有林と考えられるわけでありまして、それに対して五万町歩に近しいような造林が行なわれておる、率にいたしまして二割に近いような造林が行なわれるという段階にも相なつておるのであります、この融資制度というふうなものも今後できるだけ拡充して参る、また、経営計画等に準拠した経営を強力に今後指導していきましますならば、市町村有林の特に経済林に對します施設は自主的な経営といふものを十分に期待できるようなものになるのであります。市町村有林に對しまして分収造林といふふうな制度が今後どうあるべきかというふうな点は、そういうふうな自主的な経営といふものの今後の伸展とにらみ合せて将来は歸趨を決していいものじゃないかというふうな考へておる次第であります。

○角屋委員 公団の理事長にお伺いしたいのですが、森林開発公団ができてから今まで、林道あるいは関連林道等の長い経験といひますか、その方面の仕事をやつてこられたわけですが、今日日本の場合、林道開発というものを考へてみますと、今後とも相当膨大な仕事量そのものがある。それを公団部面でもどこまでやり、あるいは他の部面でもどこまでやるかという問題はありますけれども、むしろ従来の経験を生かされて林道方面の開発に活路を見出されるというところが従来の経験の上からもけつこうじゃないかと思ふ。公団が従来官行造林をやつてきた点で単に出資者として参加をして、今後四十年近くの間をどう見てやらなければならぬ、しかもそれは維持管理あるいは分収の最終段階の仕事だけであつて、そういうことでは、四十年続こうと、あるいはあとで植えるのがあるから五十年続こうと、そういう形の公団は大して意味がないのじゃないかと思ひます。むしろ充足された当初の林道開発面でも積極的な活路を見出されたいというふうな意見は出なかつたのですか。

○石坂参考人 これは私としてお答えいたすのはどうかと思ひますが、公団といたしましては、最初の熊野、剣山地区のいわゆる公団方式による林道事業は、午前中も申し上げましたように、三十年で終わつております。これは大体幹線林道でありまして、その後のはそれから分かれて支線につきましては、公共事業なりにお願ひしておやになつておる、こういう林野庁の御方針に承知いたしておる、そういうふうな方式でやつたらどうかとして当初も考へになつた地域が十一カ所くらい全国にあつたやうであります、これは、国有林と民有林との関係なり、あるいはまた田畑その他の関係から、すでに興地林道としてやる必要がなくなつたといふこと、いろいろな事情から採択されなかつたやうに承つております。一昨年から関連林道の仕事が始まりまして、三十六年度には開始後三年目に入つて、三十六年度の計画がおよそ五十一億円で予定されておるのであります。これらに従事いたします職員が今後百七名ばかり、むしろこの百七名の中には新しい造林関係の共通職員もおるわけでありまして、こういうことでやつておるのであります。おそらく、関連林道の必要と申しますか、今の公団のやうな形で関連林道をやる部面は、今計画されております五十一億円の仕事が終われば、大体それで奥地幹線林道としての対策はおおむね達せられる、こういうことだろうと私も考へておるのであります。その程度で御了承願ひしたいと思います。

○角屋委員 今後の造林政策の問題であります、御承知の通り、造林政策については、従来から補助造林があり、あるいはまた融資造林があり、さらに分収造林によるものの官行造林なり一般の分収造林によりやり方があつた。種々そのおのづから従つて分かれておるわけでありまして、最初にお伺ひしたいのですが、いわゆる補助による造林政策、あるいは融資による造林政策、あるいはまたいづれかの方式をとるにせよ分収造林による造林政策、これらの今後の相互調整とい

○山崎政府委員　現在におきます造林事業を育成強化していくという考え方に立ちました国の政策といたしましては、お話の通り、補助造林と融資造林が大きく二つあるわけであります。補助造林につきましては、森林所有の現実が五町歩未満というふうな小さな所有者が、全体所有者約四百万と言われておりますが、その九三％にも達するというふうな現実にもかんがみまして、やはり小さな山林所有者に補助造林の対象の重点を向けていくべきでは

○角屋委員 今日までやってきた官行造林の形を、いろいろ午前中にも聞いたように、方法論として検討をしてみて最終的に結着したところがここへ落ちついたんだという説明であります。が、この林野庁で出しておる水源造林拡大推進方策、こういう中に、公有林野等官行造林事業推進上の問題点、こういうことで、国有林の管理組織を拡大して実行する場合、あるいは国が分

おつたわけでありますから、そういうものと根本的に違つてくる。こういう少さいものを従来通り国有林の管理組織で拡大してやるにいたしましたも、事業の計画性なり、あるいは能率と申しますか、そういう点で非常に大きいロスなり損失があるのじゃないだらうかということ考えたのであります。

それから、第二点、国が財政投融资等によりまして、と申し上げますの

それぞれこれらの点を十分に検討いたしました結果、やはり国の機関である公団がこういう仕事をやった方がい

Figure 1: A plot of the function  $f(x)$  for  $x \in [0, 1]$ . The function is a smooth curve starting at  $(0, 0)$  and ending at  $(1, 1)$ , with a maximum value of approximately 0.5 at  $x \approx 0.5$ .

り出すということになります。最終年度まで含めて約二百三十億円の政府出資を必要とするというふうに承つておるわけですが、大體所要金額はどの程度に見込まれておるわけですか。

○石坂参考人 総出資金額は四百億円になっておりまして……。

事業費は全体で昭和四十四年までで二百三十億、それに管理費二十二億、借入金や年次別にやつておりまして、その償還金が四十八億、合計二百九十八億、こういうことになっております。

○角屋委員 今の数字はいわばこの法律案に關係した簡単な数字であります。その数字さえもオウム返しに出てこないということになると、なかなか心もとなくて、公団にまかしていいかどうか心配にならざるを得ない。公団の理事長としては、この法案の行方というものについてはあきらめておられるということ、数字も忘れておられるということ、またまた話ばすけれども、とにかくこれは簡単な基礎数字です。われわれでもこれは専門じゃありませんけれどもよくわかつておる。

そこで、これらの予算の年次別の出資の予定というのを見ると、維持管理、指導面の予算というのが造林面積に見合つて必ずしもふえていないところにもいろいろ聞かなければならぬ問題点があるわけですが、しかし、これらの詳細については、時間もありませんから、また別の方から指摘されると思ひますので、この程度にいたしますが、いずれにいたしましても、午前米の二法案の問題についていろいろ触れて参りましたが、要

するに、今度の二法案を出される場合の林野庁の仕事のおぜん立てというものは非常に軽率な点があつたし、また、問題が提起されておる、覺悟問題や、あるいは關係地方自治団体の最近の動き等から見ても、これはやはり再検討して出直すという情勢になつておるし、また、長期のわが国の林業政策の運営問題、こういう中で、公有林野政策なり、部落有林なりあるいは私有林等を含めた水源造林の問題についても、午前中聞きました治山十カ年計画との関連の問題、いろいろな問題を含めて考へて参りました。また、公団の将来の行方というふうなもの、さらにまた、奥地の水源造林を実施する場合、一体わずかの公団職員でどの程度の監督指導、あるいは最終的な締めくくりまでの集約ができるのかという点にも、必ずしも私どもは了解できたい問題点を持つておるわけでありまして、この際、これらの二法案の問題については、すでに四月を越えておるといふ状況とも関連をし、先ほどまた大蔵省の方にお聞きしました点でも、予算的にこれらの問題をたえれば二本建に切りかえるという問題も可能であるし、その他の問題についても予備費その他で運営の問題として技術上考えられないわけでもないというお話等とも関連をし、さらにまた、今日新植期に入つておつて、第一線の契約をしておる地域においてすら問題を持つておるし、また、これから契約しようとするところでも宙に浮いた形でこの法案の行方を見ておる、こういう状況になつておるわけでありまして、この二法案を出した以上はあくまでも二法案に固執してどうしてもやら

なければならぬといふかたくなな態度ではなしに、諸般の諸情勢というものを考へ、また、今後長期にわたるわが国の林野政策全般という意味から言つて、この際謙虚に検討してしるべき問題だと思ひますが、最後に林野庁長官からお伺ひしたいと思ひます。

○山崎政府委員 公団がこういう仕事をやる能力があるかどうかという点につきましては、現在の官行造林事業のやつておる実績というふうな点から考へまして、またいすれ必要なときに十分御説明を申し上げたいと存するのではありませんが、要は、当初に申し上げました通り、公有林地帯の水源林地帯、無立木地、散生地等のこういう実態にある造林というものを今後計画的に急速にやつていくという建前からいたしまして、どうしても国が従来のように直接やるという形ではなしに、分収造林の実施者という立場に立ちまして、土地所有者等の造林能力というものを十二分に活用し、また維持管理についてもそういう面の協力を得ましてこの仕事をやつていかなければならぬというふうに考へておる次第であります。

か、この内容について。

第三点は、公団の現在の事業の内容、経理の内容について次のような区分で資料を出してもらいたい。年度別の政府の出資金、さらに、公団の年度別の借入金の状態、それから、林道事業をやつた場合の路線別事業の計画とその実行の状態、路線別の受益者負担、これは公団法にある受益者負担、それから、賦課金の徴収状態、未納者がある場合にはその未収の内容とその未収である理由、次に、路線別の利用料の徴収が行なわれておるはずであります、その徴収の状態、さらに、林道復旧や補修、管理等がどういふ内容で行なわれておるか、それらの費用の内訳等についても明らかにしてもらいたい。

それから、現在公団が持つておるところの機械類の一覽表。

それから、さらに、公団法の十八条一項四号の規定によると、この地域において造林事業を実施することができるとなつておるのですが、この十八条一項四号の規定による造林事業というものを現在までどのように実施してあるか、その内容です。

それから、第四点は、万一公団法が政府の案のごとく成立するような場合は、結局公団の造林事業の計画というものが必要になつてくるわけでありまして、その場合の公団の組織、機構、人員の構成等について、先般の資料にも一部出ておりますが、それをさらに詳しく区分して示してもらいたい。特に公団が将来造林者として事業を行なうこともできることになつておりますからして、造林者としての事業を行なう場合に当然必要な現地における造林

の作業員の確保の点とか人員の構成。それから、事業所の設置予定、これは出張所までは出ておりますが、しかし、造林事業をやるということになれば現地の事業所等についてもあらかじめの計画がなければ造林事業はできないということになるので、この事業所の設置予定。それから、さらに、公団の年度別の事業計画、これをもう少し詳しく現在出てる資料よりも詳しく、今角屋委員の質問にもあつた通り、詳しい年度別の事業計画とこれを実施するための予算的な内容、実施予算の年次別の内容、こういう点についてお出し願ひたいと思ひます。

それから、第五点は、今後林野庁として水源林の造成計画を当然立てることになると思ひますが、その計画、国有林、公有林、私有林等に区分した水源林の造成計画、それを都道府県別、営林局署別に内訳をつけていただきたいと思ひます。

それから、第六の資料は、官行造林の現況ですが、これをもう少し詳しく、営林局、さらに都道府県別に分けて、それを普通林と水源林別に区分して、それをさらに契約者別に分けて、これは、公有林の場合は町村、部落所有林の場合は部落とか、私有林とか、いろいろありますが、そして、それを契約者別に分ける場合、分収歩合、これも五分・五分の分収歩合、六分・四分の分収歩合と分かれておりますが、その区分と契約面積と造林面積。それから、第七点は、保安林整備臨時措置法によるところの保安林の整備計画というものは必ずであります、この造成の状態、たとえば年次

別の買入れ状態、さらに造成の状態等を分けて出してもらいたい。

それから、第八の資料は、関連産業の雇用と賃金の現況についてですが、特に造林の場合の造林業者の賃金や雇用の状態、さらに、これに関連して、造材、――素材生産とも言いますが、素材の作業員の雇用や賃金の状態、それから、製材工場、――木工場とも言いますが、製材工場における雇用状態、賃金の現況、こういうものを林野庁でできるだけ整備されたものについてお出し願いたいと思います。以上八点について資料の要求をいたします。

○坂田委員長 芳賀委員の資料要求に対しては、委員長においてしかるべく取り計らいます。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

昭和三十六年四月八日印刷

昭和三十六年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局